

# 第 8 回 栗原地域合併協議会

日 時 平成 1 5 年 1 1 月 2 7 日(木)

午後 2 時 0 0 分

場 所 一迫町活性化センター

## 会 議 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 報告事項

報告第 1 6 号 農業委員会委員の定数等検討委員会規程について

5 協議事項

協議第 2 2 号の 2 上水道事業について

協議第 2 4 号 町名、字名の取扱いについて

協議第 2 5 号 学校教育事業について

協議第 2 6 号 障害者福祉事業について

協議第 2 7 号 新市建設計画(第 3 章 建設の基本方針)について

5 提案事項

協議第 2 8 号 商工観光関係事業について

協議第 2 9 号 保育事業について

協議第 3 0 号 保健関係事業について

協議第 3 1 号 第 3 セクター等の取扱いについて

協議第 3 2 号 地域交通事業の取扱いについて

協議第 3 3 号 国際交流事業について

7 その他

8 閉 会

報告第16号

農業委員会委員の定数等検討委員会規程について

農業委員会委員の定数等検討委員会規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成15年11月27日報告

栗原地域合併協議会  
会長 菅原郁夫

## 農業委員会委員の定数等検討委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、栗原地域合併協議会規約第12条の規定に基づき、農業委員会委員の定数等に関する検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、協議会の求めに応じ、合併後の農業委員会委員の定数等について必要な調査、検討を行い提言する。

### (組織等)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織し、会長が委嘱する。

- (1) 関係町村の農業委員会会長10名
  - (2) 合併協議会規約第7条第1項第2号委員5名
  - (2) 合併協議会規約第7条第1項第3号委員5名
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
  - 3 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から提言がなされた日までとする。

### (委員長等の職務)

- 第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

### (報酬及び費用弁償)

- 第7条 委員会の委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。
- 2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、栗原地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を準用するものとする。

### (関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

### (委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

### 附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

協議第 2 2 号の 2

上水道事業について

上水道事業について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 1 月 2 7 日

栗原地域合併協議会  
会長 菅原 郁夫

上水道事業について

- 1 上水道事業計画については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
- 2 簡易水道事業計画については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
- 3 上水道の使用料及びメーター使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。
- 4 簡易水道の使用料及びメーター使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 5 水道加入金については、次の表のとおり合併時まで調整する。

メーターの口径	13mm	20mm	25mm	30mm
加入金の額	25,000 円	50,000 円	80,000 円	120,000 円
メーターの口径	40mm	50mm	75mm	100mm ~
加入金の額	220,000 円	800,000 円	1,500,000 円	市長が別に定める

- 6 手数料については、栗駒町の例により合併時まで調整する。

平成 年 月 日 確認

商工観光関係事業について

商工観光関係事業について、次のとおり提案する。

平成 15 年 11 月 27 日

栗原地域合併協議会  
会長 菅原 郁夫

商工観光関係事業について

- 1 中小企業融資制度については、築館町の例により合併時までに調整する。ただし、合併前の各町の制度により決定した融資については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、損失補償については宮城県信用保証協会と協議の上、合併時までに調整する。
- 2 小企業小口融資制度については、廃止する方向で合併時までに調整する。ただし、合併前の各町の制度により決定した融資については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 3 商工関係助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 4 勤労者福利厚生については、若柳町の例により合併時までに調整する。
- 5 企業誘致事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、奨励・支援措置の充実を基本に、新市において調整するものとする。
- 6 観光イベント事業については、現状のまま継続するものとし、活性化を図るため関係団体と協議の上、随時調整するものとする。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整方針

協 定 項 目	商工観光関係事業	関 係 項 目	中小企業融資制度、商工観光事業、勤労者福利厚生、企業誘致、観光イベント(観光・物産協会)
調整方針・調整内容	<p>1 中小企業融資制度については、築館町の例により合併時までに調整する。ただし、合併前の各町の制度により決定した融資については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、損失補償については宮城県信用保証協会と協議の上、合併時までに調整する。</p> <p>2 小企業小口融資制度については、廃止する方向で合併時までに調整する。ただし、合併前の各町の制度により決定した融資については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>3 商工関係助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>4 勤労者福利厚生については、若柳町の例により合併時までに調整する。</p> <p>5 企業誘致事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、奨励・支援措置の充実に基本に、新市において調整するものとする。</p> <p>6 観光イベント事業については、現状のまま継続するものとし、活性化を図るため関係団体と協議の上、随時調整するものとする。</p>		

参 考 事 項										
協 議 項 目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷲沢町	金成町	志波姫町	花山村
1、中小企業融資制度										
名称	築館町中小企業振興資金融資	若柳町中小企業振興資金融資	栗駒町中小企業振興資金融資	該当なし	一迫町中小企業振興資金融資	瀬峰町中小企業振興資金融資	鷲沢町中小企業振興資金融資	金成町中小企業振興資金融資	志波姫町中小企業振興資金融資	該当なし
対象	町内に居住する中小企業で事業資金を必要とする者。	町内に居住する中小企業者で事業資金を必要とする者。	町内に居住する中小企業で事業資金を必要とする者。		町内に居住する中小企業で事業資金を必要とする者。	町内に居住する中小企業で事業資金を必要とする者。	町内に居住する中小企業で事業資金を必要とする者。	町内に居住する中小企業で事業資金を必要とする者。	町内に居住する中小企業で事業資金を必要とする者。	
条件	1)町に居住し、かつ、町内において引き続き同一の事業を1年以上営んでいるもの。 2)前年度まで町税を完納し、かつ債務の全部を弁済できると認められるもの 3)事業内容が堅実で、社会的に信用があると認められるもの 4)保証協会で代位弁済を受けていないもの 5)金融機関の取引停止を受けていないもの	1)町内に1年以上居住し、かつ、町内において同一企業を引続き一年以上営んでいる者。 2)町税を完納し、債務の全部を弁済できると認められる者 3)事業内容が堅実である者 4)現に協会から代位弁済を受け、又は、金融機関から取引停止を受けていない者	1)町内に居住し同一の事業を6箇月以上営んでいるもの。 2)前年度までの町税を完納しかつ債務の全部を弁済できたと認められるもの。 3)保証協会の代位弁済や金融機関の取引停止を受けていないもの。 4)栗駒町中小企業振興資金の融資を受けていないもの。		1)町内に居住し、かつ町内において引続き同一の事業を1年以上営んでいる者。 2)前年までの町税を完納し、かつ債務の全部を弁済できると認められるもの。 3)事業内容が堅実で社会的に信用があると認められるもの。 4)保証協会で代位弁済を受けていないもの。 5)金融機関の取引停止を受けていないもの。	1)町内に居住し、かつ、町内において引続き、同一の事業を1年以上営んでいる者。 2)保証協会で代位弁済を受けていないもの 3)金融機関の取引停止を受けていないもの	1)町に居住し、かつ、町内において引き続き1年以上事業を営む者 2)前年度まで町税を完納し、かつ債務の全部を弁済できると認められるもの 3)事業内容が確実で、社会的に信用があると認められるもの 4)保証協会で代位弁済を受けていないもの 5)金融機関の取引停止を受けていないもの	1)町に1年以上居住し、町内において引き続き1年以上事業を営む者 2)前年度まで町税を完納し、かつ債務の全部を弁済できると認められる者 3)事業内容が確実で、社会的に信用があると認められる者 4)保証協会で代位弁済を受けていない者 5)金融機関の取引停止を受けていない者	1)町内において引続き同一の事業を3年以上営んでいるもの 2)前年度まで町税を完納し、かつ債務の全部を弁済できると認められるもの 3)事業内容が堅実で、社会的に信用があると認められるもの 4)保証協会で代位弁済を受けていないもの 5)金融機関の取引停止を受けていないもの	
融資内容										
1)用途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金・景気対策資金		運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	
2)融資限度額	1000万円	普通枠:700万円 特別枠:1000万円	運転資金・設備資金:700万円 景気対策資金:1000万円		700万円	500万円	運転資金:200万円 設備資金:300万円	300万円	500万円	
3)貸付期間	運転資金:7年以内 設備資金:10年以内	運転資金:7年以内 設備資金:10年以内	運転資金・景気対策資金:10年以内 設備資金:7年以内		運転資金:5年以内 設備資金:7年以内	運転資金:5年以内 設備資金:7年以内	運転資金:3年以内 設備資金:5年以内	運転資金:2年以内 設備資金:3年以内	運転資金:5年以内 設備資金:7年以内	
4)利率	宮城県中小企業安定資金の貸付利率(短期:1.8%、長期:2.2%)に0.2%を加える。	宮城県中小企業安定資金の貸付利率(短期:1.8%、長期:2.2%)に0.4%を加える。	宮城県中小企業安定資金の貸付利率(短期:1.8%、長期:2.2%)に0.4%を加える。		短期(1年以内):2.5% 長期(1年超):2.8%	年1.3%(町長がその都度定める)	宮城県中小企業安定資金の貸付利率(短期:1.8%、長期:2.2%)に0.4%を加える。	宮城県中小企業安定資金の貸付利率(短期:1.8%、長期:2.2%)に0.4%を加える。	宮城県中小企業安定資金の貸付利率(短期:1.8%、長期:2.2%)に0.4%を加える。	
申込・審査方法	取扱金融機関へ申込書類を提出すると、商工会経由で町に送付されるので、これを審査し、該当する場合は融資斡旋信用保証協議書を交付する。	取扱金融機関へ申込書類を提出し、金融機関より斡旋申込の申請がなされ審査のうえ許可書を交付する	取扱金融機関へ申込書類を提出すると、商工会経由で町に送付されるので、これを審査し、該当する場合は融資斡旋信用保証協議書を交付する。		取扱金融機関へ申込書類を提出すると、商工会経由で町に送付されるので、これを審査し、該当する場合は融資斡旋信用保証協議書を交付する。	取扱金融機関へ申込書類を提出すると、商工会経由で町に送付されるので、これを審査し、該当する場合は融資斡旋信用保証協議書を交付する。	取扱金融機関へ申込書類を提出すると、商工会経由で町に送付されるので、これを審査し、該当する場合は融資斡旋信用保証協議書を交付する。	融資斡旋申込書を受理、審査し、取扱金融機関を通じ信用保証協会と協議し、該当する場合は融資斡旋信用保証協議書を交付する。	取扱金融機関へ申込書類を提出すると、商工会経由で町に送付されるので、これを審査し、該当する場合は融資斡旋信用保証協議書を交付する。	
取扱金融機関	七十七銀行築館支店 仙台銀行築館支店 仙北信用組合築館支店	七十七銀行若柳支店 仙北信用組合本店 一関信用金庫若柳支店	七十七銀行岩ヶ崎支店 仙台銀行岩ヶ崎支店 仙北信用組合栗駒支店		七十七銀行築館支店 仙台銀行築館支店 仙北信用組合築館支店	仙台銀行瀬峰支店 七十七銀行築館支店	七十七銀行岩ヶ崎支店	一関信用金庫金成支店	七十七銀行築館支店 仙台銀行築館支店 仙北信用組合本店、 仙北信用組合築館支店	
預託金額	50,000千円	27,000千円	33,899千円		16,000千円	5,000千円	5,000千円	2,500千円	10,000千円	
損失補償の有無	無	有	有		無	有	無	有	無	
融資可能総額(協調倍率)	取扱金融機関へ原資を預託し、その預託金額の7倍	取扱金融機関へ原資を預託し、その預託金額の7倍	取扱金融機関へ原資を預託し、その預託金額の7倍		取扱金融機関へ原資を預託し、その預託金額の7倍	取扱金融機関へ原資を預託し、その預託金額の7倍	取扱金融機関へ原資を預託し、その預託金額の5倍	取扱金融機関へ原資を預託し、その預託金額の7倍	取扱金融機関へ原資を預託し、その預託金額の7倍	



参 考 事 項

協議項目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
4、勤労者福利厚生										
名称	築館町勤労者生活安定資金(勤労者ライフローン)	若柳町勤労者生活安定資金(勤労者ライフローン)	栗駒町勤労者生活安定資金(勤労者ライフローン)	高清水町勤労者生活安定資金(勤労者ライフローン)	一迫町勤労者生活安定資金(勤労者ライフローン)	瀬峰町勤労者生活安定資金(勤労者ライフローン)	鶯沢町勤労者生活安定資金(勤労者ライフローン)	金成町勤労者生活安定資金(勤労者ライフローン)	志波姫町勤労者生活安定資金(勤労者ライフローン)	花山村勤労者生活安定資金(勤労者ライフローン)
対象	町内に居住又は勤務している東北労働金庫の間接構成員・勤労者互助会員の資格を有する勤労者本人又はその被扶養者の教育資金や生活資金を融資。	町内に居住又は勤務している東北労働金庫の間接構成員・勤労者互助会員の資格を有する勤労者本人又はその被扶養者の教育資金や生活資金を融資。	町内に居住又は勤務している東北労働金庫の間接構成員・勤労者互助会員の資格を有する勤労者本人又はその被扶養者の教育資金や生活資金を融資。	町内に居住又は勤務している東北労働金庫の間接構成員・勤労者互助会員の資格を有する勤労者本人又はその被扶養者の教育資金や生活資金を融資。	町内に居住又は勤務している東北労働金庫の間接構成員・勤労者互助会員の資格を有する勤労者本人又はその被扶養者の教育資金や生活資金を融資。	町内に居住又は勤務している東北労働金庫の間接構成員・勤労者互助会員の資格を有する勤労者本人又はその被扶養者の教育資金や生活資金を融資。	町内に居住又は勤務している東北労働金庫の間接構成員・勤労者互助会員の資格を有する勤労者本人又はその被扶養者の教育資金や生活資金を融資。	町内に居住又は勤務している東北労働金庫の間接構成員・勤労者互助会員の資格を有する勤労者本人又はその被扶養者の教育資金や生活資金を融資。	町内に居住又は勤務している東北労働金庫の間接構成員・勤労者互助会員の資格を有する勤労者本人又はその被扶養者の教育資金や生活資金を融資。	町内に居住又は勤務している東北労働金庫の間接構成員・勤労者互助会員の資格を有する勤労者本人又はその被扶養者の教育資金や生活資金を融資。
融資内容										
1)融資限度額	1,000千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円
2)貸付期間	5年以内	5年以内	5年以内	5年以内	5年以内	5年以内	5年以内	5年以内	5年以内	5年以内
3)利率	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%
申込方法	東北労働金庫へ所定の手続きに基づき申し込みをする。	東北労働金庫へ所定の手続きに基づき申し込みをする。	東北労働金庫へ所定の手続きに基づき申し込みをする。	東北労働金庫へ所定の手続きに基づき申し込みをする。	東北労働金庫へ所定の手続きに基づき申し込みをする。	東北労働金庫へ所定の手続きに基づき申し込みをする。	東北労働金庫へ所定の手続きに基づき申し込みをする。	東北労働金庫へ所定の手続きに基づき申し込みをする。	東北労働金庫へ所定の手続きに基づき申し込みをする。	東北労働金庫へ所定の手続きに基づき申し込みをする。
取扱金融機関	東北労働金庫築館支店	東北労働金庫築館支店	東北労働金庫築館支店	東北労働金庫築館支店	東北労働金庫築館支店	東北労働金庫築館支店	東北労働金庫築館支店	東北労働金庫築館支店	東北労働金庫築館支店	東北労働金庫築館支店
名称		若柳町勤労者定住促進奨励金								
目的		人口増加及び減少抑止を図るため、既に町内に居住している勤労者及び他市町村から転入した勤労者に本町において持家の取得を増加させ、もって、定住促進に資する。								
対象		土地区画整理法第3条第1項及び第2項、都市計画法第29条第1項及び第2項並びに若柳町開発指導要綱に基づき開発された土地を対象とし、新たに持家を取得するために購入した170㎡以上の土地。								
内容		取得した土地の課税標準額の1.4%(百円未満切捨て)を交付								
交付期間		持ち家を取得した日の翌年度から3年間								
5、企業誘致事業										
奨励措置等	築館町企業立地促進条例(平成15年3月制定)	若柳町企業立地促進条例(平成9年3月制定)	栗駒町工場設置奨励条例(昭和55年9月制定)	高清水町企業誘致及び振興に関する条例(平成12年3月制定)	一迫町工場誘致条例(昭和40年4月制定)	瀬峰町企業立地奨励条例(平成12年3月制定)	該当なし	金成町工場誘致奨励条例(昭和61年4月制定)	志波姫町工場設置奨励条例(平成5年12月制定)	該当なし
1)名称	企業立地促進奨励金	企業立地促進奨励金	企業立地促進奨励金	企業立地促進奨励金	施設的便宜の供与	企業立地促進奨励金		企業立地促進奨励金	企業立地促進奨励金	
2)適用基準	製造業、ソフトウェア業、情報処理、提供サービス、道路貨物運送業、倉庫業、自然科学研究所に属する業種の事業所が新設又は移設或いは増設をした場合で、次のすべての要件を満たした場合。	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業、小売業、旅館業、ソフトウェア業及び自然科学研究所に属する事業所が核的住宅団地に土地を取得した場合。	過疎地域活性化特別措置法第28条に該当する工場以外の工場、製造・道路貨物運送・倉庫・梱包・卸売を業とするもので次の基準に該当するもの。	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、小売業、卸売業、ソフトウェア業及び自然科学研究所に属する事業を営む個人又は法人。	営業として物の製造又は加工を目的とする施設(工場)で次の各号に該当する時	営利を目的とする、製造業、建設業、サービス業等を営む者で、町長が奨励を必要と認める工場及び事業所等。		町が誘致した工場で、工場を新設又は増設した者に対し、その施設が操業を開始し、かつ固定資産税を納付するに至った場合に、次の基準に該当するもの	町内に工場を新設又は増設した者に対し、その施設が操業を開始し、かつ固定資産税を納付するに至った場合に、次の基準に該当するもの	
	投下固定資産額が30,000千円以上	投下固定資産額 製造業等22,000千円以上 道路貨物運送業等25,000千円以上 小売業 200,000千円以上 自然科学研究所50,000千円以上	新設:投下固定資産額10,000千円以上で、常時使用する従業員数30人以上	1、投下固定資産額 20,000千円以上	1、投下固定資産 30,000千円以上	新設:投下固定資産額20,000千円以上で、常時雇用の従業員数が10人以上		新設:投下固定資産額10,000千円以上で、常時使用する従業員数が10人以上	新設:投下固定資産額30,000千円以上で、従業員数20人以上	
	常雇従業員を10人以上採用(増員)し、1年以上雇用。	製造業等10人以上 道路貨物運送業等15人以上 小売業10人以上	拡充:投下固定資産額8,000千円以上で常時使用する従業員数が拡充以前より20人以上増員	2、常時使用する従業員の数 5人以上	2、常時使用する従業員数 20人以上	増設:投下固定資産額10,000千円以上で、常時使用する従業員数が5人以上増員となること		増設:投下固定資産額5,000千円以上で、常時使用する従業員の増員を図ること	増設:投下固定資産額10,000千円以上で、従業員数10人以上の増員	
	採用(増員)常雇従業員のうち町内在住者を5人以上雇用。(中小企業の場合は、3人以上採用又は増員)	増設による採用 製造業等5人以上 道路貨物運送業等7人以上 小売業5人以上								
3)内容	固定資産税相当額を3年間交付する。	固定資産税相当額限度の範囲内において3年間交付する。	固定資産税を納付するに至った場合、初年度から第3年度までの期間、当該年度の固定資産税額に相当する奨励金を交付	固定資産税の課税免除及び利子補給金の交付。	敷地の幹旋又は貸与、連結道路の新設、改良等。	新設又は増設に係る固定資産税に対して、その年度において課税される固定資産税額。(納税義務が確定した年度から3年以内、新設企業に限り2年延長することができる。)		3箇年度分の固定資産税課税免除。ただし、「過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例」による奨励措置を受けるものを除いた額。	3箇年度分の固定資産税課税免除。ただし、「農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例」による奨励措置を受けるものを除いた額。	

参 考 事 項

協議項目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
1)名称	雇用促進奨励金									
2)適用基準	企業立地促進奨励金の交付決定事業所が、町内在住者を1年以上雇用した場合									
3)内容	操業後3年間に限り、町内在住者1人につき100千円を交付する。ただし、2年目以降は既に交付した者の数を控除し交付するものとし、交付総額は5,000千円を限度とする。									
支援措置等										
1)名称		過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例(平成12年4月制定)	過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例(平成12年9月制定)		過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例(平成12年6月制定)		過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例(平成12年9月制定)	過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例(平成12年7月制定)		過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例(平成12年6月制定)
2)適用基準		租税特別措置法第12条第1項の表の第4号又は同法第45条第1項の表の第4号の規定の適用を受ける家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る)の所有者	租税特別措置法第12条第1項の表の第4号又は同法第45条第1項の表の第4号の規定の適用を受ける家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る)の所有者		租税特別措置法第12条第1項の表の第4号又は同法第45条第1項の表の第4号の規定の適用を受ける家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る)の所有者		租税特別措置法第12条第1項の表の第4号又は同法第45条第1項の表の第4号の規定の適用を受ける家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る)の所有者		租税特別措置法第12条第1項の表の第4号又は同法第45条第1項の表の第4号の規定の適用を受ける家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る)の所有者	
3)内容		当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3箇年度に限り当該固定資産に対して課する固定資産税を免除するもの。	当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3箇年度に限り当該固定資産に対して課する固定資産税を免除するもの。		当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3箇年度に限り、当該固定資産に対して課する固定資産税を免除するもの		当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3箇年度に限り当該固定資産に対して課する固定資産税を免除するもの。	当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3箇年度に限り、当該固定資産に対して課する固定資産税を免除するもの		当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3箇年度に限り当該固定資産に対して課する固定資産税を免除するもの
1)名称		農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例(平成10年12月制定)							農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例(平成2年6月制定)	
2)適用基準		新設又は増設に係る工業等の用に供する設備を構成する家屋及び償却資産で租税特別措置法並びに当該家屋の敷地である土地の所有者							新設又は増設に係る工業等の用に供する設備を構成する家屋及び償却資産で租税特別措置法並びに当該家屋の敷地である土地の所有者	
3)内容		固定資産税をその最初に課すべき年度以後3箇年度に限り免除するもの							農村地域工業等導入地区内における固定資産税をその最初に課すべき年度以後3箇年度に限り免除するもの	
1)名称				低開発地域工業開発促進法にかかる固定資産税の免除に関する条例(昭和42年4月制定)		低開発地域工業開発促進法にかかる固定資産税の免除に関する条例(昭和40年7月制定)				
2)適用基準				租税特別措置法第12条第1項又は第45条第1項の規定の適用を受ける家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地の所有者。		青色申告書を提出する法人又は個人が、町内において昭和40年3月31日から法の指定期間又は法第2条第6項の規定による指定解除の日までの期間内に、租税特別措置法第13条第1項又は第45条第1項の規定の適用を受ける家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地の所有者。				
3)内容				固定資産税について、最初の3年度分に限り免除するもの		固定資産税について、最初の3年度分に限り免除するもの				

参 考 事 項										
協議項目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷲沢町	金成町	志波姫町	花山村
6、観光・物産振興										
観光イベント ( )内開催月・町補助金等	・どんと祭(1月:補助金なし)	・春まつり(4月:800千円)	・山車まつり(7月:4,000千円)	・桜まつり(4月:220千円)	・政岡まつり(4月:補助金なし)	・桜まつり(4月:3,240千円)	・夏まつり(8月:1,800千円)	・春まつり(4月:300千円)	・水車まつり(8月:1,500千円)	・鉄砲まつり(5月:補助金なし)
	・互市(3,5,10月:補助金なし)	・夏まつり(8月:3,200千円)	・和太鼓競演大会(9月:500千円)	・夏まつり(8月:550千円)	・あやめ祭り(6月:2,114千円)	・夏まつり(8月:516千円)	・マインパーク祭り(8月:補助金なし)	・夏まつり(8月:400千円)	・志波姫町人形感謝祭(9月:補助金なし)	・夏まつり(8月:補助金なし)
	・桜まつり(4月:300千円)	・秋まつり(10月:1,400千円)	・ふるさとまつり(8月:80千円)	・秋まつり(11月:500千円)	・夏まつり花火大会(8月:300千円)	・産業まつり(11月:2,300千円)	・金田森フェスティバル(10月:補助金なし)	・ライトファンタジーIN金成(12月:220千円)		・湖秋まつり(10月:1,500千円)
	・七夕まつり(8月:400千円)		・栗駒山夏山開き(5月:100千円)	・互市(3月、10月 補助金なし)	・牛淵溪谷釣り大会(7月:補助金なし)	・みやぎ御輿フェスティバル(4月:補助金なし) 桜まつりと同日開催		・産業まつり(11月:580千円)		
	・しづはた姫コンテスト(8月:400千円)				・小僧不動の滝寒中みそぎ(1月:補助金なし)	・泉谷お屋敷まつり(4月:補助金なし)				
	・内沼はすまつり(8月:100千円)				・牛淵七滝龍神まつり(10月:補助金なし)	・せみね裸参り(1月:補助金なし)				
	・薬師まつり(11月:2700千円)				・春を呼ぶ裸たるみこし(2月:補助金なし)					
	・伊豆沼・内沼フォトコンテスト(12月:300千円)				・金田火伏せまつり(4月:1,500千円)					
組織 ( )内町補助金等	築館町観光協会(300千円) ・会員数 84名	若柳町観光協会(440千円) ・会員数 118名	栗駒町観光物産協会(450千円) ・会員数 66名		一迫町観光協会(5,240千円) ・会員数 54名		鷲沢町観光物産協会(1,200千円) ・会員数 33名			花山村観光物産協会(1,700千円) ・会員数 37名
	築館町物産振興協会(150千円) ・会員数 20名	若柳町物産振興協会(150千円) ・会員数 24名			一迫町物産振興会(180千円) ・会員数 37名			金成町物産振興協会(250千円) ・会員数 21名	志波姫町物産振興協会(50千円) ・会員数 16名	
			栗駒町商業振興協同組合 ・会員数 100名							花山村公営観光施設等交流促進協議会(100千円)
(先進事例:調整方針)										
<p>中新田町・小野田町・宮崎町合併協議会(宮城県加美町:平成15年4月1日合併)</p> <p>1 商工会への補助金については、平成15年度においては、全体として平成14年度と同一基調で措置するが、新町において、これまでの実績に配慮しながら、事業内容等を検討し調整する。</p> <p>2 商店街や商工業者にかかる助成制度については、平成15年度は、原則として現行のとおりとするが、新町において、これまでの実績や効果にも配慮し、調整する。</p> <p>3 地場産業振興対策及び観光振興対策については、新町に引き継ぐ3町の所有する関連施設を有効活用し、新町においても、重点的に取り組む。</p> <p>4 企業誘致対策については、中新田町の例を基本に実施する。</p> <p>5 各種イベントについては、地域の実情を考慮し、原則として、現行のとおりとするが、新町が一体となり活性化を図るために、関係団体と調整のうえ、随時、見直しを行う。</p> <p>6 中小企業振興資金については、金融支援対策を強化する観点から、合併時に統一する。</p> <p>7 商工会については、団体独自に行っている広域合併に向けた検討を尊重し、将来的に統合が進められるように、新町において協力する。</p> <p>8 小野田町観光協会については、合併後に調整することとし、新町の観光(イベント含む)の受け皿としての組織化を図る。</p> <p>9 3町が出資する振興公社については、地域の実情を考慮し、当面、現行のとおりとするが、新町において、経営の効率化や収益の向上に向けた検討を行う。</p>					<p>岐阜県郡上郡町村合併協議会(平成16年3月1日合併予定)</p> <p>観光関連事業については、7ヶ町村の特性を活かした様々な交流拠点施設整備が行われており、新市以降後もこれらの施設・自然資源を活かした総合的な観光振興を図ることとする。</p> <p>観光関係施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。施設の管理については、現行委託管理者を基本とし合併後随時調整する。</p> <p>観光イベントについては、基本的に現状のまま継続することとし、拡大あるいは一本化するべきものについては、新市において随時調整する。</p> <p>工場誘致奨励金交付制度については、新市における雇用対策の推進を目的とし、新市以降後、大和町の例により新たな制度の創設を図る。</p> <p>合併前に奨励金の交付を受けているものは、引き続き交付する。</p> <p>優良産品認定助成制度については、新市の産業を積極的に育成するため合併後大和町の例により、新たな制度を創設し実施するものとする。</p> <p>中小企業退職金共済掛金助成制度については、新市以降後八幡町の例により調整する。</p> <p>合併前に助成金の交付を受けているものは、従前の制度により交付する。</p>					

協議第 29 号

## 保育事業について

保育事業について、次のとおり提案する。

平成 15 年 11 月 27 日

栗原地域合併協議会  
会長 菅原 郁夫

### 保育事業について

保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。  
ただし、下記のものについては、次のとおりとする。

#### 1 保育事業

- (1) 保育時間については、合併時まで調整する。
- (2) 保育料については、別紙のとおり新市において速やかに調整する。

#### 2 特別保育事業

- (1) 延長保育、乳児保育、一時保育、子育て支援センターについては、  
当分の間現行どおりとし、新市において速やかに調整する。

平成 年 月 日確認

## 別紙

### 保育料(案)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		3歳未満児		3歳児		3歳以上児		
階層区分	定 義	基準額	徴収金 (円)	基準額	徴収金 (円)	基準額	徴収金 (円)	
第1階層	生活保護法による非保護世帯 (単級世帯を含む)	0	0	0	0	0	0	
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、 前年度分の市町村民税の額が次の区 分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000	8,100	6,000	5,400	6,000	5,400
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500	17,550	16,500	14,850	16,500	14,850
第4階層	第1階層を除き、前年度分の所得税課 税世帯であって、その所得税の額の 区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満	30,000	24,000	27,000	21,600	27,000	21,600
第5階層		64,000円以上 160,000円未満	44,500	35,600	41,500	31,125	41,500	29,050
第6階層		160,000円以上 408,000円未満	61,000	42,700	58,000	40,600	58,000	37,700
第7階層		408,000円以上	80,000	56,000	77,000	46,200	77,000	46,200

栗原地域合併協議会の調整内容

協定項目	保育事業	関係項目	保育事業
調整方針・調整内容	保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、下記のものについては、次のとおりとする。 1 保育事業 (1) 保育時間については、合併時までに調整する。 (2) 保育料については、別紙のとおり新市において速やかに調整する。 2 特別保育事業 (1) 延長保育、乳児保育、一時保育、子育て支援センターについては、当分の間現行どおりとし、新市において速やかに調整する。		

参 考 事 項											
協議項目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村	備考
1 保育事業 (1) 保育所(園)数	築館町東保育所 築館町西保育所 築館町北保育所 計 3保育所	川北保育所 川南保育所 計 2保育所	栗駒町岩ヶ崎保育所 栗駒町中野保育所 計 2保育所	高清水町保育園 計 1保育園	一迫町保育所 計 1保育所	瀬峰町保育所 計 1保育所	鶯沢町保育所 計 1保育所	金成町金成保育所 金成町萩野保育所 金成町沢辺保育所 計 3保育所	志波姫町立保育所 計 1保育所	該当なし	
定員数	築館町東保育所 60名 築館町西保育所 60名 築館町北保育所 60名 計 180名	川北保育所 50名 川南保育所 50名 計 150名	岩ヶ崎保育所 45名 中野保育所 45名 計 90名	高清水町保育園 60名 計 60名	一迫町保育所 60名 計 60名	瀬峰町保育所 60名 計 60名	鶯沢町保育所 45名 計 45名	金成保育所 30名 萩野保育所 30名 沢辺保育所 30名 計 90名	志波姫町立保育所 45名 計 45名	該当なし	
保育時間	平日 7時30分～17時45分 土曜日 7時30分～13時	平日 7時30分～18時30分 土曜日 7時30分～18時30分	平日 7時30分～18時 土曜日 7時30分～13時	平日 7時30分～18時30分 土曜日 7時30分～13時	平日 7時30分～18時 土曜日 7時30分～12時45分	平日 7時30分～18時 土曜日 7時30分～12時45分	平日 7時30分～18時 土曜日 7時30分～12時45分	平日 7時30分～17時30分 土曜日 7時30分～12時30分	平日 7時30分～17時45分 土曜日 7時30分～12時45分	該当なし	
(2) 保育料	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	
2 特別保育事業 延長保育	該当なし	月～土 18時30分 ～19時00分	該当なし	平日 18時30分 ～18時45分	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
乳児保育 受入年齢	生後6ヶ月からの乳児	生後4ヶ月からの乳児	生後6ヶ月からの乳児	生後6ヶ月からの乳児	生後6ヶ月からの乳児	生後6ヶ月からの乳児	生後8ヶ月からの乳児	該当なし	生後8ヶ月からの乳児	該当なし	
受入所(園)数	3保育所	1保育所	1保育所	1保育所	1保育所	1保育所	1保育所	該当なし	1保育所	該当なし	
一時保育 対象	生後6ヶ月以上小学校就 学前までの健康な乳幼 的に保育にかけけるもの	生後4ヶ月以上就学前の 健康な児童	児童福祉法による保育への 入所の対象とならない 健康な満1歳以上の就学 前児童	児童福祉法第24条本文 の規程による保育の実施 の対象とならない生後6ヶ 月から小学校就学前の 健康な児童	該当なし	該当なし	児童福祉法による保育への 入所の対象とならない 健康な満1歳以上の就学 前児童	該当なし	該当なし	該当なし	
保育時間	7時30分～17時30分	8時30分～17時30分	8時30分～16時30分 利用承認した時間	7時30分～17時30分	該当なし	該当なし	7時30分～17時30分	該当なし	該当なし	該当なし	
実施保育所数	2保育所	1保育所	1保育所	1保育所	該当なし	該当なし	1保育所	該当なし	該当なし	該当なし	
保護者負担金	1日利用 1,800円 (おやつ代・給食代含)  半日利用 1,000円 (おやつ代・給食代含)	1日保育料 1,500円  半日保育料 750円  給食費 300円	1歳～2歳 1時間 550円 おやつ 午前 50円 午後 100円 昼食100円(完全給食) 3歳 1時間 300円 おやつ 午後 100円 昼食100円(完全給食) 4歳～5歳 1時間 250円 おやつ 午後 100円 昼食100円(完全給食)	1日 2,000円  半日 1,000円  給食費 300円	該当なし	該当なし	1日 2,000円  半日 1,000円  給食費 1日利用300円 給食費 午前利用250円 給食費 午後利用50円	該当なし	該当なし	該当なし	

参 考 事 項											
協 議 項 目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村	備 考
子育て支援センター	築館町子育て支援センター	若柳町子育て支援センター	該当なし	高清水町子育て支援センター	一迫町子育て支援センター	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	<p>1 目的 子育てを支援する基盤形成を図るため、育児不安等についての相談指導、育てサークル等への支援等地域の子育て家庭にする育児支援を図ることとする。</p> <p>2 対象児童 町内の学校就学前の乳幼児とその親及び祖父母。</p> <p>3 利用時間 (月～金) 開所時間 午前9時から11時30分まで(火、木) 午後3時から4時30分まで 所庭開放 上記のとおり</p> <p>4 実施状況 (1)育児家族に対する相談指導 (2)子育てサークル等の育成・支援 (3)特別保育事業の積極的実施 (4)地域の保育資源の情報提供 (5)育児家庭に対する遊び場の提供</p>	<p>1 目的 乳幼児期において、生活経験の異なる仲間たちとの活動の中から人間性豊かな人格が形成されるよう、その環境を提供すると共に、親または祖父母への相談の機会を提供し、次代の担手である子供らの健全育成を助長し、地域にける子育てネットワークづくり。</p> <p>2 対象児童 町内の学校就学前の乳幼児とその親及び祖父母。</p> <p>3 利用時間 (月～金) 開所時間 午前9時30分から午前11時30分 所庭開放 あり</p> <p>4 実施状況 (1)出前保育活動場所 有賀、大岡、畑岡(地区公民館) 川北、川南(多目的研修センター) (2)活動内容 ふれあい保育、料理教室(おやつ作り)、講演会、育児相談、ミニ遠足、運動会等 (3)活動時間 午前9時30分～午前11時30分まで地区ごとに毎月2回活動する。 (4)子育て支援センター(川北保育所内)を拠点として ・各地区に向いての出前保育年間5地区24回実施 ・サークル活動の支援 ・子供を遊ばせながら、親同士の情報交換、情報提供 ・季節行事の小物作り ・保育所入所児童との交流 ・育児相談、健康、保健相談、虐待問題相談 その他の子育てに関すること。 ・講演会、研修会参加指導</p>		<p>1 目的 「特別保育事業実施要綱」の趣旨に基づき、高清水町子育て支援センターを設置し、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することにより育児支援を図ることを目的とする。</p> <p>2 対象児童 町内に在住する小学校就学前までの乳幼児とその親及び祖父母(これから親になる人も)</p> <p>3 利用時間 (月～金) 開所時間 午前9:00分から11:30分まで 園庭開放 午前9:00分から11:30分まで</p> <p>4 実施状況 (1)育児不安等についての相談指導 (2)子育てサークル等の育成・支援 (3)子育てに関する各種情報の提供 (4)特別保育事業の積極的実施</p>	<p>1 目的 育児家庭に対する支援活動を実施することにより、育児を支援する基盤を形成し、一迫町における育児家庭等の福祉向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 対象児童 (利用者として下記のように定める) 子育て家族(これから子育てを始める家族を含む)</p> <p>3 利用時間 (月～金) 開所時間 午前9.30分から11時まで 園庭開放 午前9.30分から午後4時まで</p> <p>4 実施状況 (1)育児家族に対する相談指導 (2)子育てサークル等の育成・支援 (3)特別保育事業の積極的実施 (4)前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの</p>						

協議第29号 保育事業参考資料  
保育料差額一覧表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分					3歳未満児										
階層区分	定義	基準額 (円)	案(円)	軽減率(%)	各町村差額(現況保育料-案)										
					築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村	
					現況料金(円) 差額(円)										
第1階層	生活保護法による非保護世帯 (単級世帯を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000	8,100	10.00%	9,000	9,000	9,000	9,000	6,300	9,000	8,000	9,000	6,300	7,200
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500	17,550	10.00%	19,500	19,500	19,500	19,000	13,650	19,500	16,000	19,500	13,650	15,600
第4階層	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満	30,000	24,000	20.00%	25,500	27,000	26,700	24,000	21,000	27,000	27,000	23,000	21,000	21,000
第5階層		64,000円以上 160,000円未満	44,500	35,600	20.00%	33,375	35,600	35,600	34,000	31,150	35,600	33,000	35,160	31,150	35,600
第6階層		160,000円以上 408,000円未満	61,000	42,700	30.00%	45,750	45,750	45,750	45,000	42,700	45,750	43,000	44,530	42,700	48,800
第7階層	408,000円以上	80,000	56,000	30.00%	60,000	60,000	56,000	51,000	48,000	56,000	56,000	50,400	56,000	64,000	

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分					3歳児										
階層区分	定義	基準額 (円)	案(円)	軽減率(%)	各町村差額(現況保育料-案)										
					築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村	
					現況料金(円) 差額(円)										
第1階層	生活保護法による非保護世帯 (単級世帯を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	6,000	5,400	10.00%	6,000	6,000	6,000	6,000	4,200	6,000	5,000	6,000	4,200	4,800
第3階層		市町村民税課税世帯	16,500	14,850	10.00%	16,500	16,500	16,500	16,000	11,550	16,500	13,000	16,500	11,550	13,200
第4階層	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満	27,000	21,600	20.00%	22,950	24,300	22,140	21,000	18,900	24,300	21,000	20,250	18,900	21,600
第5階層		64,000円以上 160,000円未満	41,500	31,125	25.00%	31,125	33,800	32,370	31,000	29,050	31,100	31,000	24,900	29,050	33,200
第6階層		160,000円以上 408,000円未満	58,000	40,600	30.00%	42,010	35,670	42,920	41,000	37,700	34,300	41,000	35,960	40,600	46,400
第7階層	408,000円以上	77,000	46,200	40.00%	42,010	35,670	50,050	47,000	43,000	34,300	54,000	46,200	53,900	61,600	

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分					3歳以上児										
階層区分	定義	基準額 (円)	案(円)	軽減率(%)	各町村差額(現況保育料-案)										
					築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村	
					現況料金(円) 差額(円)										
第1階層	生活保護法による非保護世帯 (単級世帯を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	6,000	5,400	10.00%	6,000	6,000	6,000	6,000	4,200	5,700	5,000	6,000	4,200	4,800
第3階層		市町村民税課税世帯	16,500	14,850	10.00%	16,500	16,500	16,500	16,000	11,550	15,600	13,000	16,500	11,550	13,200
第4階層	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満	27,000	21,600	20.00%	22,950	24,300	21,600	21,000	18,900	22,900	21,000	20,250	18,900	21,600
第5階層		64,000円以上 160,000円未満	41,500	29,050	30.00%	31,125	33,800	31,540	31,000	29,050	29,000	31,000	23,660	29,050	33,200
第6階層		160,000円以上 408,000円未満	58,000	37,700	35.00%	37,370	35,670	41,760	39,000	37,700	30,300	41,000	32,480	40,600	46,400
第7階層	408,000円以上	77,000	46,200	40.00%	37,370	35,670	46,200	42,000	43,000	30,300	54,000	43,120	53,900	61,600	

保健関係事業について

保健関係事業について、次のとおり提案する。

平成 15 年 11 月 27 日

栗原地域合併協議会  
会長 菅原 郁夫

保健関係事業について

保健関係事業については、新市においても実施するものとし、次のとおり調整する。

(1) 母子保健事業について

母子手帳の交付等については、合併時までに調整する。

妊婦健診委託については、合併時までに調整する。

乳幼児健診については、対象月齢を 3～4 ヶ月児、10～11 ヶ月児に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。

1 歳 6 ヶ月児健診については、対象月齢を 1 歳 6 ヶ月児に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。

3 歳児健診については、対象月齢を 3 歳 6 ヶ月児に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。

産婦、新生児訪問指導については、対象を初産婦、第 1 子、ハイリスク（未熟児、妊娠中毒症等）に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。

乳児健診委託については、若柳町の例により合併時までに調整する。

(2) 予防接種事業について

ポリオ予防接種については、対象月齢を生後 3 月～90 月末満に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。

三種混合ワクチン接種については、対象月齢を生後 3 月～90 月末満に統一するものとし、接種方法は、個別接種の方向で合併時までに調整する。その他の内容については合併時までに調整する。

ツベルクリン・BCGについては、対象月齢を生後3月～4歳未満に統一するものとし、接種方法は、集団接種の方向で合併時までに調整する。委託先については、病気の特徴を考慮し、専門機関に統一する方向で合併時までに調整する。

麻疹、風疹予防接種については、対象月齢を生後12月～90月未満に統一するものとし、接種方法は、個別接種の方向で合併時までに調整する。その他の内容については合併時までに調整する。

日本脳炎については、対象月齢を1期生後6月～90月、2期9歳～13歳未満、3期14歳・15歳に統一するものとし、接種方法は、全て個別接種の方向で合併時までに調整する。その他の内容については合併時までに調整する。

二種混合ワクチン接種については、対象月齢を11歳・12歳に統一するものとし、接種方法は、個別接種の方向で合併時までに統一する。その他の内容については合併時までに調整する。

インフルエンザ予防接種については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

各種予防接種に伴う個人負担金については、現行のとおりとする。

#### (3) 老人保健事業(教育等)について

訪問指導については、対象者の需要に迅速に対応することが望ましいことから、委託等も含め合併時までに調整する。

個別健康教育については、委託等も含め合併時までに調整する。

機能訓練については、対象を疾病・負傷等により心身の機能が低下しているものに統一する。その他の内容については合併時までに調整する。

#### (4) 老人保健事業(検診)について

基本健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診については、対象年齢を30歳以上に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。

子宮がん検診については、対象年齢は現行のとおりとし、その他の内容については合併時までに調整する。

骨密度検査については、対象年齢を40歳と50歳の女性に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。

前立腺がん検診については、対象年齢を40歳以上に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。

C型肝炎検診(節目検診)については、対象年齢は現行のとおりとし、その他の内容については合併時までに調整する。

C型肝炎検診（節目外検診）については、対象を築館町の例により統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。

脳ドック検診については、新市において調整するものとする。

総合検診については、対象年齢を30歳～69歳に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。

各種検診に伴う個人負担金は、検診費用の3割を原則とし、新市において速やかに調整する。

（5）健康づくり推進事業について

健康づくり推進協議会及び保健推進員については、組織等の調整も含めそれぞれ合併時までに調整する。

（6）精神保健事業について

精神障害者小規模作業所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、全施設、全域で利用できるように調整する。ただし、対象者、指導員報酬額については合併時までに調整する。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整内容

協定項目	保健関係事業	関係項目	母子保健事業
調整方針・調整内容	<p>母子手帳の交付等については、合併時までに調整する。</p> <p>妊婦健診委託については、合併時までに調整する。</p> <p>乳幼児健診については、対象月齢を3～4ヶ月児、10～11ヶ月児に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。</p> <p>1歳6ヶ月児健診については、対象月齢を1歳6ヶ月児に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。</p>		<p>3歳児健診については、対象月齢を3歳6ヶ月児に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。</p> <p>産婦、新生児訪問指導については、対象を初産婦、第1子、ハイリスク(未熟児、妊娠中毒症等)に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。</p> <p>乳児健診委託については、若柳町の例により合併時までに調整する。</p>

参 考 項 目												
協議項目		築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村	調整方針(案)
母子保健事業 母子手帳の交付	交付方法	定期 月4回(毎週月曜日) 午前8時30分～12時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	定期 月4回(毎週月曜日) 8:30～11:30	随時	随時	合併時までに調整する。
	個別指導	有(保健・栄養)	有(保健・栄養) 妊娠届後町民生活課 付併せてアンケート配 布、記入後保健福祉課 へ誘導	有(保健・栄養)	有(保健・栄養)	有(保健・栄養)	有(保健・栄養)	有(保健・栄養) 食生活について アンケート実施	有(保健・栄養・歯科)	有(保健・栄養)	有(保健・栄養)	
	体制	保健師 栄養士	栄養士 町民生活課事務担当	保健師 栄養士 歯科衛生士 で在庁しているもの が対応	保健師 栄養士 で在庁しているもの が対応	保健師 栄養士 看護師 で在庁しているもの が対応	保健師 栄養士	保健師 栄養士	保健師 栄養士	保健師 栄養士	保健師 栄養士	
妊婦健診委託	委託先	宮城県医師会	宮城県医師会	宮城県医師会 岩手県立磐井病院と契 約一関市内の医療機関 も利用可能。一関市医師 会と宮城県医師会が 契約	宮城県医師会	宮城県医師会	宮城県医師会	宮城県医師会	宮城県医師会 岩手県立磐井病院と契 約一関市内の医療機関 も利用可能。県立病院 除く	宮城県医師会	宮城県医師会	合併時までに調整する。
	委託料 (事務費 含む)	妊娠前期 6,948円 (B型肝炎検査を含む) 妊娠後期 6,508円 (B型肝炎検査を含ま ない) 35歳以上の超音波 検査 5,500円 精密検査 本人負担	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	
	回数	前期・後期 各1回	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	前期・後期 各2回 各1回と追加2回
乳幼児健診	対象	3～4ヶ月児	3～5ヶ月児	3～4ヶ月児	3～4ヶ月児 11～12ヶ月児	3～5ヶ月児	2～3ヶ月児 11～12ヶ月児	1～12ヶ月児	3～4ヶ月児 9～10ヶ月児	1・3・6・9ヶ月・2歳6ヶ 月児	3ヶ月児～1歳児	対象月齢を3～4ヶ月児、10～ 11ヶ月児に統一するものとし、そ の他の内容については合併時ま でに調整する。
	回数(年)	6回	6回	12回	6回 (同日開催)	4回	6回	6回	各6回	12回	6回	
1歳6ヶ月児健診	対象	1歳6ヶ月～1歳7ヶ月児	1歳6ヶ月～1歳8ヶ月児	1歳6ヶ月～1歳9ヶ月児	1歳6ヶ月～1歳9ヶ月児	1歳6ヶ月～1歳8ヶ月児	1歳6ヶ月～1歳7ヶ月児	1歳6ヶ月～1歳9ヶ月児	1歳6ヶ月～1歳8ヶ月児	1歳6ヶ月児	1歳6ヶ月～1歳9ヶ月児	対象月齢を1歳6ヶ月児に統一 するものとし、その他の内容につ いては合併時までに調整する。
	回数(年)	6回	6回	7回	3回	4回	6回 (乳幼児健診と同日 実施)	3回	4回	12回 (乳幼児健診と同日 実施)	3回	
3歳児健診	対象	3歳6ヶ月～3歳7ヶ月児	3歳4ヶ月～3歳6ヶ月児	3歳5ヶ月～3歳6ヶ月児	3歳6ヶ月～3歳9ヶ月児	3歳6ヶ月～3歳8ヶ月児	3歳6ヶ月～3歳9ヶ月児	3歳3ヶ月～3歳8ヶ月児	3歳6ヶ月～3歳8ヶ月児	3歳5ヶ月～3歳7ヶ月児	3歳5ヶ月～3歳7ヶ月児	対象月齢を3歳6ヶ月児に統一 するものとし、その他の内容につ いては合併時までに調整する。
	回数(年)	6回	6回	12回	3回	4回	3回	2回	4回	4回	3回	









栗原地域合併協議会の調整内容

協 定 項 目	保健関係事業	関 係 項 目	老人保健事業(教育等)
調整方針・調整内容	訪問指導については、対象者の需要に迅速に対応することが望ましいことから、委託等も含め合併時までに調整する。 個別健康教育については、委託等も含め合併時までに調整する。 機能訓練については、対象を疾病・負傷等により心身の機能が低下しているものに統一する。その他の内容については合併時までに調整する。		

参 考 項 目												
協 議 項 目		築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷲沢町	金成町	志波姫町	花山村	調 整 方 針
老人保健事業 訪問指導	対象	町内在住の町民で、心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者 健康診査の要指導者等 個別健康教育対象 閉じこもり予防 介護家族者 寝たきり者 痴呆老人 その他	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	対象者の需要に迅速に対応することが望ましいことから委託等も含め合併時までに調整する。
	方法回数	対象者の状態に応じて内容・訪問頻度を定める	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	
	内容	家族における療養方法等に関する指導 介護を要する状態にすることの防止に関する指導 家庭における機能訓練方法、住宅改造、福祉用具の使用に関する指導 家族介護を担う者の健康管理に関する指 生活習慣病の予防に関する指導 関係諸制度の活用法等に関する指導 痴呆に対する正しい知識等に関する指導	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	築館町に同じ	
	委託先		対象 について 山王地域リハビリセンター		山王地域リハビリセンター		臨時看護師		在宅栄養士・看護師			
	委託料		25,820円/半日		25,400円/半日		7,000円/日		6,300円/1回			
	個別健康教育	実施領域	高血圧	高脂血症 耐糖能異常	高脂血症	高血圧 高脂血症 耐糖能異常	高脂血症 耐糖能異常	高脂血症	高脂血症 耐糖能異常	高脂血症 耐糖能異常	高脂血症	
方法		マニュアルどおり	マニュアルどおり 集団指導含	マニュアルどおり	マニュアルどおり	マニュアルどおり	マニュアルどおり 集団指導含	マニュアルどおり 集団指導含	マニュアルどおり 集団指導含	マニュアルどおり	マニュアルどおり	
体制		保健師 栄養士 在宅栄養士	保健師 栄養士 在宅栄養士 医師 運動指導士	保健師 栄養士 在宅栄養士	保健師 栄養士 在宅栄養士	保健師 栄養士 在宅栄養士	保健師 栄養士 在宅栄養士	保健師 栄養士 在宅栄養士 運動指導士	保健師 栄養士 在宅栄養士	保健師 栄養士 在宅栄養士 医師	保健師 栄養士 在宅栄養士	
委託先		栗原中央病院	成人病予防協会	栗駒国保病院	国保診療所	成人病予防協会	瀬峰国保診療所	国保鷲沢町医院	成人病予防協会	町内医療機関	花山診療所	
委託料		2,300円×人数×回数	高脂血症 1,450円×人数×回数 耐糖能異常 1,410円×人数×回数	2,490円×人数×回数	高血圧 710円×人数×回数 高脂血症 2,190円×人数×回数 耐糖能異常 3,710円×人数×回数	高脂血症 1,450円×人数×回数 耐糖能異常 1,410円×人数×回数	1,500円×人数×回数	高脂血症 690円×人数×回数 耐糖能異常 910円×人数×回数	高脂血症 1,450円×人数×回数 耐糖能異常 1,410円×人数×回数	高脂血症 1,450円×人数×回数	高脂血症 710円×人数×回数	

参 考 項 目												
協議項目		築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村	調整方針
機能訓練	対象	脳血管障害者	該当なし	外傷や脳血管疾患等で機能が低下し、リハビリが必要と思われる者	脳血管障害者	在宅の脳血管障害者難病者で町内に在住する40歳以上の者で、本人又は家族が参加を希望し、医師の許可を得た者	脳血管障害者	町に住所を有する40歳以上の者で、疾病外傷その他の原因による身体又は低下に対する訓練を行う必要がある者で、機能訓練参加者	脳血管障害者など身に障害のある者とその家族	脳血管障害やその他の身体障害により、心身機能が低下している者 家族や地域の中で閉じこもりがちな者等 以上で機能訓練希望する者	老化等により心身機能が低下している者 家族や地域の中で閉じこもりがちな者等 脳血管障害者	対象を疾病・負傷等により心身の機能が低下している者に統一する。 その他の内容については合併時まで調整する。
	回数	毎月1～2回		月1回	毎月1回	月1回	月1回	月1回	年9回	毎月1回	月1回	
	内容	受付、血圧測定、自己紹介、歌、体操、レクリエーション、昼食会		受付、血圧測定、近況報告、体操、運動指導等、理学療法士による運動体力測定と機能訓練プログラムの作成	受付、血圧測定、保健指導、その月の活動、減塩食(栄養士、食生活改善推進員により)昼食を試食 花見、花作りなどの野外活動が年2～3回	受付、血圧測定、はじまりの歌、個別機能訓練体操、レクリエーション他町との交流会など移動研修、創作活動 個別訪問指導希望時、不定期	受付、血圧測定、月毎の行事(学習会、歌、体操、レクリエーション茶話会等) 年1回は、理学療法士に依頼して、個別の機能評価をもらうことで、対象者のリハビリ訓練への取組みを支援している	送迎、血圧測定、体操レクリエーション、理学療法士によるリハビリ指導(委託事業年4回のうち1回) 機能訓練委託事業(理学療法士の指導) 機能評価、リハビリプログラムの作成、介護用品、住宅改修の助言指導等	送迎、血圧等ヘルスチェック、会の歌、体操レクリエーション、体力測定など レクリエーション、体力測定、調理実習、生活訓練など 小旅行や花見総会など外出することもある	理学療法士による生活動作訓練指導(年1～2回) 自己紹介、レクリエーション、作品制作 その他季節に応じた行事など	転倒予防教室、機能評価、サービス利用啓発、住宅改修、リハビリ体操外 血圧測定、レクリエーション、健康相談交流会外(年3回)	
体制	保健師 在宅保健師 ボランティア		理学療法士について委託契約・山王リハビリセンター 保健師 在宅看護師	保健師 栄養士	委託理学療法士 町保健師 看護師(町、雇い上げ) 看護師(町、雇い上げ) ボランティア 委託理学療法士 町保健師	委託理学療法士 保健師 看護師 栄養士 食生活改善推進員	機能訓練A型 保健師 在宅保健師 委託理学療法士 機能訓練委託事業 保健師	4回/年は理学療法士と契約(山王) 保健師 在宅保健師 栄養士 介護協力員(保健推進員) 運転協力員(ボランティア)	理学療法士 保健師 栄養士 臨時雇	委託理学療法士 保健師 内容によりスタッフ変わる		

栗原地域合併協議会の調整内容

協 定 項 目	保健関係事業	関 係 項 目	老人保健事業(検診)
調整方針・調整内容	<p>基本健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診については、対象年齢を30歳以上に統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>子宮がん検診については、対象年齢は現行のとおりとし、その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>骨密度検査については、対象年齢を40歳と50歳の女性に統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>前立腺がん検診については、対象年齢を40歳以上に統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>C型肝炎検診(節目検診)については、対象年齢は現行のとおりとし、その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>C型肝炎検診(節目外検診)については、対象を築館町の例により統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。</p>		<p>脳ドック検診については、新市において調整するものとする。</p> <p>総合検診については、対象年齢を30歳～69歳に統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。</p> <p>各種検診に伴う個人負担金は、検診費用の3割を原則とし、新市において速やかに調整する。</p>

参 考 項 目													
協 議 項 目		築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村	調 整 方 針(案)	
老人保健事業 基本健康診査	対象	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	35歳以上	35歳以上	30歳以上	40歳以上	対象年齢を30歳以上に統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。	
	体制	複合 胃がん検診 大腸がん検診 肺がん検診 前立腺がん検診 C型肝炎節目検診	複合 肺がん検診 前立腺がん検診 C型肝炎節目検診 骨密度検査	複合 肺がん検診 前立腺がん検診 C型肝炎節目検診 C型肝炎節目外検診	複合 肺がん検診 C型肝炎節目検診 C型肝炎節目外検診	複合 胃がん検診 大腸がん検診 肺がん検診 前立腺がん検診 C型肝炎節目検診	複合 胃がん検診 大腸がん検診 肺がん検診 前立腺がん検診 C型肝炎節目検診	複合 肺がん検診 C型肝炎節目検診 C型肝炎節目外検診	複合 肺がん検診 前立腺がん検診 C型肝炎節目検診	複合 前立腺がん検診 C型肝炎節目検診 骨密度検査	複合 胃がん検診 大腸がん検診 肺がん検診 前立腺がん検診 C型肝炎節目検診		複合 肺がん検診 C型肝炎節目検診 C型肝炎節目外検診
	委託先	成人病予防協会	成人病予防協会	成人病予防協会	成人病予防協会	成人病予防協会	成人病予防協会	結核予防会	成人病予防協会	成人病予防協会	成人病予防協会		結核予防会
胃がん検診	対象	35歳以上	40歳以上	40歳以上	35歳以上	40歳以上	35歳以上	35歳以上	35歳以上	30歳以上	40歳以上	対象年齢を30歳以上に統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。	
	体制	単独 複合 基本健康診査 大腸がん検診 肺がん検診 前立腺がん検診 C型肝炎節目検診	単独	単独	単独	複合 基本健康診査 大腸がん検診 肺がん検診 前立腺がん検診 C型肝炎節目検診	単独	単独	単独	複合 基本健康診査 大腸がん検診 肺がん検診 前立腺がん検診 C型肝炎節目検診	単独		
	委託先	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会		宮城県対がん協会
	精密検査	宮城県対がん協会 医療機関	宮城県対がん協会 医療機関	宮城県対がん協会 医療機関	宮城県対がん協会 医療機関	宮城県対がん協会 医療機関	宮城県対がん協会 医療機関	宮城県対がん協会 医療機関	宮城県対がん協会 医療機関	宮城県対がん協会 医療機関	宮城県対がん協会 医療機関		
大腸がん検診	対象	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	35歳以上	35歳以上	30歳以上	40歳以上	対象年齢を30歳以上に統一するものとし、その他の内容については合併時まで調整する。	
	体制	複合 基本健康診査 胃がん検診 肺がん検診 前立腺がん検診 C型肝炎節目検診	単独	単独	単独	複合 基本健康診査 胃がん検診 肺がん検診 前立腺がん検診 C型肝炎節目検診	単独	単独	複合 肺がん検診	複合 基本健康診査 胃がん検診 肺がん検診 前立腺がん検診 C型肝炎節目検診	単独		
	委託先	仙台オープン病院	宮城県対がん協会	宮城県医師会健康センター	宮城県対がん協会	成人病予防協会	宮城県対がん協会	仙台オープン病院	仙台オープン病院	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会		
	精密検査	委託先 医療機関	委託先 医療機関	医療機関	委託先 医療機関	医療機関	委託先 医療機関	委託先 医療機関	委託先 医療機関	委託先 医療機関	委託先 医療機関		

参 考 項 目													
協議項目		築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村	調整方針(案)	
肺がん検診	対象	結核検診を受診したすべての男女	40歳以上で喫煙指数600以上の者 6ヶ月以内に血痰のあった者 上記の要件を満たす者のうち希望者	レントゲン検査受検者で40歳以上・喫煙指数600以上の希望者	レントゲン検査受検者40歳以上の者	レントゲン検査受検者で40歳以上・喫煙指数600以上の希望者	40歳以上の検診を希望した住民	40歳以上の住民	40歳以上の結核検診を受ける者で受検希望者(人間ドック希望者を除く)	職場検診や人間ドック検診を受検予定のない30歳以上の住民	40歳以上の者 +喫煙指数600以上血痰のある者	対象年齢を30歳以上に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。	
	体制	複合 基本健康診査 胃がん検診 大腸がん検診 前立腺がん検診 C型肝炎節目検診	複合 基本健康診査  前立腺がん検診 C型肝炎節目検診  骨密度検査	複合 基本健康診査  前立腺がん検診 C型肝炎節目検診 C型肝炎節目外検診	複合 基本健康診査  C型肝炎節目検診 C型肝炎節目外検診	複合 基本健康診査 胃がん検診 大腸がん検診 前立腺がん検診 C型肝炎節目検診	複合  C型肝炎節目検診 C型肝炎節目外検診	複合 基本健康診査  前立腺がん検診 C型肝炎節目検診	複合 基本健康診査  大腸がん検診	複合 基本健康診査 胃がん検診 大腸がん検診 前立腺がん検診 C型肝炎節目検診	複合 基本健康診査  C型肝炎節目検診 C型肝炎節目外検診		
	委託先	結核予防会	結核予防会	結核予防会	結核予防会	結核予防会	結核予防会	結核予防会	結核予防会	結核予防会	結核予防会	結核予防会	
	精密検査	委託先	委託先 医療機関	委託先	委託先	委託先 医療機関	委託先	委託先	委託先	委託先	委託先 医療機関	委託先 医療機関	
乳がん検診	対象	35歳以上	30歳以上	30歳以上	30歳以上	30歳以上	30歳以上	30歳以上	30歳以上	30歳以上	30歳以上	対象年齢を30歳以上に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。	
	視触診のみ	35～39歳 70歳以上	30～39歳 70歳以上	30～39歳 70歳以上	30～39歳 70歳以上	30～39歳 70歳以上	30～39歳 70歳以上	30～39歳 70歳以上	30～39歳 70歳以上	30～39歳 70歳以上	30～39歳 70歳以上		
	視触診 マンモ併用	40～68歳の偶数 年齢者	40～68歳の偶数 年齢者	40～68歳の偶数 年齢者	40～68歳の偶数 年齢者	40～68歳の偶数 年齢者	50歳～69歳の奇数 年齢者	40～68歳の偶数 年齢者	40～68歳の偶数 年齢者	40～68歳の偶数 年齢者	40～68歳の偶数 年齢者		
	体制	単独	単独	複合 子宮がん検診	単独	複合 子宮がん検診	単独	複合 子宮がん検診 骨密度検査	複合 子宮がん検診	複合 子宮がん検診	単独		
委託先	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会		
精密検査	委託先 医療機関	委託先 医療機関	委託先 医療機関	委託先 医療機関	委託先 医療機関	委託先 医療機関	委託先 医療機関	委託先 医療機関	委託先 医療機関	委託先 医療機関	委託先 医療機関		
子宮がん検診	対象	30歳以上	30歳以上	30歳以上	30歳以上	30歳以上	30歳以上	30歳以上	30歳以上	30歳以上	30歳以上	対象年齢は現行のとおりとし、その他の内容については合併時までに調整する。	
	体制	町内産婦人科で実施	単独 郡内産婦人科で実施 対がん協会の単検診	複合 乳がん検診	単独	複合 乳がん検診	単独	複合 乳がん検診 骨密度検査	複合 乳がん検診	複合 乳がん検診	単独		
	委託先	栗原郡医師会	栗原郡医師会 宮城県対がん協会	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会	宮城県対がん協会		
	精密検査	委託先 医療機関	委託先 医療機関	委託先 医療機関	委託先 医療機関	委託先 医療機関	委託先	委託先 医療機関	委託先 医療機関	委託先 医療機関	委託先 医療機関		
骨密度検査	対象	40歳・50歳の人間ドック希望する男女	40・50歳女性	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	30歳以上の女性	40歳・50歳の女性	該当なし	20～50歳以下の女性	対象年齢を40歳と50歳の女性に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。	
	体制	複合 人間ドック	複合 基本健康診査					複合 子宮がん検診 乳がん検診	複合 基本健康診査又は 人間ドック		単独		
	委託先	成人病予防協会 宮城県対がん協会	成人病予防協会					成人病予防協会	成人病予防協会 宮城県対がん協会		結核予防会		



協議項目		参 考 項 目										調整方針
		築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村	
脳ドック検診	対象	該当なし	40歳以上75歳未満の住民	該当なし	40～69歳までの国保加入者	該当なし	該当なし	40～69歳の国保加入者	55歳で検診希望者	該当なし	国保加入者40～65歳までの方、昨年受診した人は原則として除く。	新市において調整するものとする。
	体制		単独		単独			単独	単独		単独	
	委託先		財団法人広南会「広南病院」		仙台市 NPO法人画像医学と脳健診			栗原中央病院と一関病院(受診者が選択する)	仙台星陵クリニック		栗原中央病院	
	精密検査							栗原中央病院は専門の医療機関紹介一関病院は精密検査ができるが本人の希望により他の医療機関も紹介する	仙台星陵クリニック		医療機関	
総合検診(人間ドック)	対象	40から69歳までの希望する住民		1年以上国民健康保険に加入している住民 30・35・40・45・50・55・60・65・70・75・80歳の者	国保加入者で50～69歳の希望者	40歳	国保加入者の30～65歳の健康な方	40・50歳の住民	人間ドックを希望する者(町の集団検診受験者を除く)	職場検診等、他で受検予定のない人で、町で定めた節目年齢(40・44・50・54・60歳)に該当する住民	国保加入者で40～65歳までの方 ・定期的に通院している方は原則として除く ・前年度受診者は原則として除く 定員25名	対象年齢を30歳～69歳に統一するものとし、その他の内容については合併時までに調整する。
	体制	JA 葉っこと連携分と町単独の2本立てで実施		国民健康保険係が実施、申込みから、通知、結果管理を行なう 申込みから、通知、結果管理を行なう	単独	単独	単独	単独	JA 葉っこと連携	単独	単独	
	委託先	成人病予防協会 対がん協会		栗駒町国民健康保険病院	宮城県医師会健康センター	宮城県対がん協会	宮城県医師会健康センター	宮城県対がん協会	(財)宮城県対がん協会	循環器ドックは宮城県成人病予防協会 がんドックは宮城県対がん協会	対がん協会 栗原中央病院	
	精密検査	1次 委託先医療機関主治医		栗駒町国民健康保険病院	医療機関	委託先及び医療機関	委託先及び医療機関	宮城県対がん協会及び医療機関		検査機関と希望する医療機関のいずれかを選択		



協議第30号 保健関係事業「参考資料2」

平成14年度ベースの検診費用に係る各町村負担金資料(検診費用の30%)

検診の種類	費用区分等	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷹沢町	金成町	志波姫町	花山村	
基本健康診査	H14年度 1件あたりの費用	7,460	8,460	8,400	7,460	8,460	7,050	8,460	8,460	7,460	7,050	
	個人負担(案)30%	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	
	現行自己負担額 (69歳以下)	国保	2,500	2,000	1,500	1,500	1,000	1,700	2,000	0	3,000	0
		社保	2,500	4,000	3,000	2,500	3,000	1,700	3,570	3,900	3,000	0
	差額 / 個人負担(案)30%	国保	-100	400	900	900	1,400	700	400	2,400	-600	2,400
		社保	-100	-1,600	-600	-100	-600	700	-1,170	-1,500	-600	2,400
胃がん	H14年度 1件あたりの費用	4,900	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,900	4,800	4,800	
	個人負担(案)30%	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	
	現行自己負担額 (69歳以下)	国保	2,000	1,500	1,500	1,000	600	1,600	100	0	2,200	1,000
		社保	2,000	3,000	2,500	2,000	1,900	1,600	1,630	2,500	2,200	1,000
	差額 / 個人負担(案)30%	国保	-600	-100	-100	400	800	-200	1,300	1,400	-800	400
		社保	-600	-1,600	-1,100	-600	-500	-200	-230	-1,100	-800	400
大腸がん	H14年度 1件あたりの費用	1,600	1,700	1,600	1,700	1,500	1,700	1,680	1,600	1,700	1,700	
	個人負担(案)30%	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
	現行自己負担額 (69歳以下)	国保	500	500	300	500	200	500	0	0	0	0
		社保	500	1,100	800	1,000	400	500	510	800	0	0
	差額 / 個人負担(案)30%	国保	0	0	200	0	300	0	500	500	500	500
		社保	0	-600	-300	-500	100	0	-10	-300	500	500
肺がん	H14年度 1件あたりの費用	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	
	個人負担(案)30%	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	
	現行自己負担額 (69歳以下)	国保	1,000	800	400	0	400	0	0	0	1,000	0
		社保	1,000	1,700	1,400	700	700	0	0	1,400	1,000	0
	差額 / 個人負担(案)30%	国保	-200	0	400	800	400	800	800	800	-200	800
		社保	-200	-900	-600	100	100	800	800	-600	-200	800
前立腺がん	H14年度 1件あたりの費用	1,800	1,800	1,800		1,800	2,000	1,800	1,800	1,800	2,000	
	個人負担(案)30%	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	
	現行自己負担額 (69歳以下)	国保	1,800	500	1,800		1,000	1,000	1,800	0	1,000	1,000
		社保	1,800	1,100	1,800		1,000	1,000	1,800	900	1,000	1,000
	差額 / 個人負担(案)30%	国保	-1,200	100	-1,200	600	-400	-400	-1,200	600	-400	-400
		社保	-1,200	-500	-1,200	600	-400	-400	-1,200	-300	-400	-400

	H14年度 1件あたりの費用		2,300	2,600	2,600	2,730	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	個人負担(案)30%		800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
肝炎ウイルス検査 < 節 目 >	現行自己負担額 (69歳以下)	国保	1,000	1,000	1,300	1,000	1,000	1,000	1,000	0	1,000	0
		社保	1,000	1,000	1,300	1,000	1,000	1,000	1,000	0	1,000	0
	差額 / 個人負担(案)30%	国保	-200	-200	-500	-200	-200	-200	-200	800	-200	800
		社保	-200	-200	-500	-200	-200	-200	-200	800	-200	800
	H14年度 1件あたりの費用		5,793	5,697	2,600	2,730	5,982	2,690	2,600	2,600	2,600	2,600
	個人負担(案)30%		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
肝炎ウイルス検査 < 節 目 外 >	現行自己負担額 (69歳以下)	国保	1,800	1,900	1,300	1,000	2,000	1,000	1,000	0	2,600	0
		社保	1,800	1,900	1,300	1,000	2,000	1,000	1,000	0	2,600	0
	差額 / 個人負担(案)30%	国保	-800	-900	-300	0	-1,000	0	0	1,000	-1,600	1,000
		社保	-800	-900	-300	0	-1,000	0	0	1,000	-1,600	1,000
	H14年度 1件あたりの費用		2,000	2,000					2,200	2,200		
	個人負担(案)30%		700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
骨 密 度 検 査	現行自己負担額 (69歳以下)	国保	2,000	0					2,200	0		
		社保	2,000	0					2,200	1,100		
	差額 / 個人負担(案)30%	国保	-1,300	700	700	700	700	700	-1,500	700	700	700
		社保	-1,300	700	700	700	700	700	-1,500	-400	700	700
	H14年度 1件あたりの費用		3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
	個人負担(案)30%		900	900	900	900	900	900	900	900	900	900
乳 がん 検 診 < 視 触 診 >	現行自己負担額 (69歳以下)	国保	1,500	1,000	600	1,000	400	2,000	1,000	0	1,400	1,000
		社保	1,500	2,000	1,600	2,000	1,500	2,000	1,510	1,600	1,400	1,000
	差額 / 個人負担(案)30%	国保	-600	-100	300	-100	500	-1,100	-100	900	-500	-100
		社保	-600	-1,100	-700	-1,100	-600	-1,100	-610	-700	-500	-100
	H14年度 1件あたりの費用		5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
	個人負担(案)30%		1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
乳 がん 検 診 < マンモグラフィ併用 >	現行自己負担額 (69歳以下)	国保	2,000	1,800	1,900	1,000	1,000	2,000	1,500	0	2,600	1,000
		社保	2,000	3,600	2,900	2,000	2,500	2,000	2,770	2,900	2,600	1,000
	差額 / 個人負担(案)30%	国保	-300	-100	-200	700	700	-300	200	1,700	-900	700
		社保	-300	-1,900	-1,200	-300	-800	-300	-1,070	-1,200	-900	700

子宮がん < 頸部 >	H14年度 1件あたりの費用		6,680	6,680	6,680	6,680	6,680	6,680	6,680	6,680	6,680	6,680	
	個人負担(案)30%		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	現行自己負担額 (69歳以下)	国保	2,500	2,100	2,500	1,500	900	2,200	1,100	0	3,000	1,000	
		社保	2,500	4,200	3,500	2,500	2,900	2,200	2,650	3,500	3,000	1,000	
	差額 / 個人負担(案)30%	国保	-500	-100	-500	500	1,100	-200	900	2,000	-1,000	1,000	
		社保	-500	-2,200	-1,500	-500	-900	-200	-650	-1,500	-1,000	1,000	
子宮がん < 頸部+体部 >	H14年度 1件あたりの費用		6,680	6,680	6,680	6,680	6,680	6,680	6,680	6,680	6,680	6,680	
	個人負担(案)30%		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	現行自己負担額 (69歳以下)	国保	0	2,100	3,500	2,000	900	2,200	0	0	3,000	1,000	
		社保	0	4,200	3,500	2,000	2,900	2,200	0	3,500	3,000	1,000	
	差額 / 個人負担(案)30%	国保	4,000	1,900	500	2,000	3,100	1,800	4,000	4,000	1,000	3,000	
		社保	4,000	-200	500	2,000	1,100	1,800	4,000	500	1,000	3,000	

栗原地域合併協議会の調整内容

協定項目	保健関係事業	関係項目	健康づくり推進事業
調整方針・調整内容	健康づくり推進協議会及び保健推進員については、組織等の調整も含めそれぞれ合併時までに調整する。		

協議項目	参 考 項 目											調整方針(案)
	名称	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷲沢町	金成町	志波姫町	花山村	
健康づくり推進事業 健康づくり推進協議会	名称	健康づくり推進協議会	若柳町保健対策推進協議会	栗駒町健康推進協議会	高清水町地域保健対策協議会	一迫町健康づくり推進協議会	瀬峰町健康づくり推進協議会	健康づくり推進協議会	金成町健康づくり推進協議会	志波姫町健康づくり推進協議会	花山村健康づくり推進協議会	組織等の調整も含め、合併時までに調整する。
	委嘱	有り 任期2年 報酬日額 3,700円 費用弁償 1,500円	有り 任期2年 報酬日額 委員長 4,300円 委員 4,000円 費用弁償 1,700円	有り 任期2年 報酬 4,000円 費用弁償 1,500円 旅費 実費	有り 任期2年 報酬日額 4,800円 費用弁償 1,500円	有り 任期2年 報酬日額 委員長 4,500円 委員 4,400円 費用弁償 1,700円	有り 任期2年 報酬日額 5,000円 費用弁償 1,000円	有り 任期2年 報酬日額 委員長 4,500円 委員 4,300円 費用弁償 800円	有り 任期2年 委員長 4,900円 委員 4,500円	有り 任期2年 会長 5,700円 委員 5,600円	有り 任期2年 会長 4,800円 委員 4,600円 費用弁償 1,900円	
	人数	12名	15名以内	8名	11名	15名以内	15人以内	12名	10名	21名	10名	
保健推進員等育成事業	名称	築館町保健推進員	若柳町保健推進協力員	栗駒町保健推進員	高清水町保健推進員	一迫町保健推進員	瀬峰町保健協力員	保健推進協力員	保健推進協力員	保健推進員	花山村国民健康保険事業推進協力員 保健協力員と兼務	組織等の調整も含め、合併時までに調整する。
	委嘱任期	有 2年	有 2年	有 3年	有 2年	有 3年	有 3年	有 2年	有 2年	有 2年	有 2年	
	報酬(年額)	16,000円/人 (バス代90,000円 予算化)	16,900円/人 移動研修時 日当2,100円/人	9,500円/人 外研修会参加時 日当1,500円と旅費	個人への報酬はない が協議会に対し町より 12万、国保より10万	15,000円/人	報酬年額 35,000円 費用弁償 1,000円	5,000円/人	19,000円/人	20,000円/人	花山村国民健康保険事業推進協力員 8,000円/人 保健協力員と兼務 20,000円	
	人数	44人	62人	105人	47人	75人	25人	27人	43人	42人	14人	
	活動状況	・健康診査の推奨 ・子育て支援センターへの勤め ・ボランティア活動 ・地域の健康相談の企画 ・地域生きがいミニディ ・研修内容を地域に周知する ・保健事業への協力	・各種検診申込みの取りまとめ、受診票の配布、受検勧奨 ・町の健康づくり事業への参加協力 ・地域内での母子や高齢者健康問題を抱えた人への相談・援助	・各種検診の申込みとりまとめ ・各種検診の受診勧奨と検診票の配布等 ・保健事業への参加と住民勧誘 ・地区リーダー的役割を担う	・地区健康教室の企画、開催 ・生活習慣病検診の推進 ・妊婦へのパンフ、メッセージカードの配布 ・協議会主催の健康教室 ・研修会	・研修 ・健康まつり協力 ・母と子の料理教室協力 ・地域健康づくり教室開催 ・町外研修 12回(食生活改善推進員研修) ・役員会 ・各種検診申込書配布及び取りまとめ	・担当行政区民の健康について把握、保健師への情報提供 ・母子保健事業に関する通知の配布 ・各種検診の配布と取りまとめ ・担当行政区で開催する保健事業に関する連絡及び協力 ・その他の保健活動事業に対する協力	・各種検診の一括申込書の配布及び回収 ・各種検診受診票、結果、通知の配布及び回収 ・各種検診受診票、結果通知の配布 ・健康づくり地区事業計画の企画及び推進 ・推進員活動報告書提出	・各種検診の一括申込書取りまとめ ・検診受診票の配布及び受検勧奨 ・担当地区の住民の健康情報、活動状況報告 ・健康づくり運動の波及 ・担当地区での健康教室等の企画・実施 ・保健事業への参加、協力(あゆみの会、検診等)	・地区民の健康状況の把握と必要に応じた町との連携、地区健康教室の開催、保健事業への参加勧誘、健診事業への協力	・国民健康保険税収納率の向上及び早期完遂に関する協力 ・村民の保健予防衛生等保健士活動に関する協力 ・その他国保事業推進に必要な協力	

栗原地域合併協議会の調整内容

協 定 項 目	保健関係事業	関 係 項 目	精神保健事業
調整方針・調整内容	精神障害者小規模作業所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、全施設、全域で利用できるように調整する。 ただし、対象者、指導員報酬額については合併時までに調整する。		

協 議 項 目		参 考 項 目										調 整 方 針(案)	
		築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷲沢町	金成町	志波姫町	花山村		
精神保健事業 精神障害者小規模作業所運営事業	対象	精神障害者	満15歳以上の精神障害者で病状が軽快し更生意欲を有する者	町内に居住している精神障害者を持つ者	精神に障害があり、本人または保護者が通所を希望とする者	回復途上にある在宅の精神障害者で本人又はその保護者が通所を希望し、主治医が認めた者	精神障害者		精神障害者とそれに準ずる者				精神障害者小規模作業所運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、全施設、全域で利用できるように調整する。ただし、対象者、指導員報酬額については、合併時までに調整する。
	定員	10名	15名	10名	12名	10名	12名		15名				
	指導員数	3名(常時1名、交代)	3名	2名	1名	2名	2名		3名				
	指導員報酬	5,000円/日	6,100円/日	6,400円/日	7,000円/日	6,000円/日	6,200円/日		5,300円/日				
	活動日数	週5日	週5日	週5日	週4日	週5日	週5日		週5日				
	場所	築館町どんぐり作業所(県有財産借用)	旧若柳保健所の1階	福祉作業所内 駒草ハウス	保健福祉センター	一迫町母子健康センター内	瀬峰町はこべ作業所	なし	金成町やすらぎセンター内	なし	なし		
	活動内容	内職、ダンボールのばらし、組み立て作業、紙箱の組み立て、印刷物の紙折り等、玄米ダンベル	相がけで電子部品組立 ・手工芸品の製作 ・生活指導 健康チェック月1回 就労相談月2回 炊事訓練週1回 その他行事	弱電関係の内職、園芸作業、手工芸作業、そのほかレクリエーション(誕生会、移動研修、各種講座受講)	作業訓練(弱電部品の組立、農園作業) 生活訓練	・作業訓練(広場清掃、農園作業自主製品の作成) ・生活訓練 ・社会適応訓練(研修会)	自動車部品の内職 手工芸品作り		・PR用カルシウム袋詰 ・割り箸袋の折り方 ・清掃作業 ・自主製品の作成と販売(バザー、あぐりっこ延年間)				
運営主体	築館町作業所運営委員会	若柳町、運営委員年1回 家族、地域住民の力有り	栗駒町	委託 高清水町小規模作業所をつなぐ会	一迫町	瀬峰町		金成町精神障害者家族会 (事務局 保健師)					

協議第 3 1 号

第 3 セクタ - 等の取扱いについて

第 3 セクタ - 等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 1 月 2 7 日

栗原地域合併協議会  
会長 菅 原 郁 夫

第 3 セクタ - 等の取扱いについて

(株)くりこま高原振興公社、栗駒ハイランド観光(株)、(株)金成町地域振興公社、くりはら振興(株)、花山村地域開発(株)、(株)花山村地域振興公社並びにくりはら田園鉄道(株)に係る出資金については新市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整内容

協定項目	第3セクタ - 等の取扱い	関係項目	第3セクタ -
調整方針・調整内容	(株)くりこま高原振興公社、栗駒ハイランド観光(株)、(株)金成町地域振興公社、くりはら振興(株)、花山村地域開発(株)、(株)花山村地域振興公社並びにくりはら田園鉄道(株)に係る出資金については新市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。		

参 考 項 目										
協議項目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
・第3セクタ - 等		くりはら田園鉄道(株)	くりはら田園鉄道(株) 栗駒ハイランド観光(株) (株)くりこま高原振興公社				くりはら田園鉄道(株)	くりはら田園鉄道(株) 栗駒成町地域振興公社	くりはら振興(株)	花山村地域開発(株) 栗駒花山村地域振興公社
・第3セクタ - 等の現況	法人名	(株)くりこま高原振興公社	栗駒ハイランド観光(株)	(株)金成町地域振興公社	くりはら振興(株)	花山村地域開発(株)	(株)花山村地域振興公社	くりはら田園鉄道(株)		
	関係町村	栗駒町	栗駒町	金成町	志波姫町	花山村	花山村	若柳町、栗駒町、鶯沢町、金成町、石越町		
	設立年月日	平成10年4月設立	昭和48年2月設立	平成4年4月設立	平成10年1月設立	平成6年1月設立	平成8年4月設立	平成7年4月		
	資本金	99,000千円	10,000千円	22,000千円	95,000千円	113,250千円	10,000千円	246,000千円		
	町村の出資比率 (栗原部分)	栗駒町 80.80%	栗駒町 30.00%	金成町 77.27%	志波姫町 50.00%	花山村 44.15%	花山村 100.00%	鶯沢町 16.92% 若柳町 14.70% 栗駒町 14.10% 金成町 10.29% 計 56.01%		
	出資額 (栗原部分)	栗駒町 80,000千円	栗駒町 3,000千円	金成町 17,000千円	志波姫町 47,500千円	花山村 50,000千円	花山村 10,000千円	鶯沢町 41,624千円 若柳町 36,156千円 栗駒町 34,690千円 金成町 25,313千円 計 137,783千円		
	その他出資者	栗っこ農業協同組合 栗駒町商工会 (株)七十七銀行 (株)仙台銀行 栗駒高原森林組合	町内企業37社	栗っこ農業協同組合 金成町商工会 金成町観光推進事業委員会 地元企業4社 出入業者2社	志波姫町商工会 栗っこ農業協同組合 地元企業7社	花山村商工会 花沢しいたけ生産組合 花山村山菜加工組合 個人18名	なし	石越町 宮城県 (株)七十七銀行 その他804名		
	代表取締役	大関健一	佐藤昭雄	佐藤小弥太	佐藤 誠典	中鉢常悦郎	花山村長	菅原郁夫		
	取締役役員数	6名	6名	10名	10名	5名	5名	5名		
	業務内容	栗駒町温泉保養施設(宿泊施設ハイルザ - ム栗駒)の管理運営	栗駒レストハウスの管理運営	金成町保養センター(金成延年間、金成延年間ゲ - トボ - ル場)管理運営。 町有バス(スク - ルバス、福祉バス)の運転業務	くりはら交流プラザの管理運営、くりはら交流プラザ別館の管理運営	道の駅、自然薯の館等の施設の管理運営	村の施設の管理運営(温湯山荘、高齢者生活福祉センター、青少年旅行村、寒湯御番所、千葉周作ゆかりの家の管理、幼稚園、公民館の事務補助、石楠花センター(清掃業務)、役場(村バス、福祉バス)の運転業務、ごみ収集業務、庁舎清掃業務、事務補助、除雪業	石越駅より細倉メインパーク前駅までの列車運行		
	職員	正社員	21名	1名	15名	22名	3名	26名	23名	
		臨時・有期	-	-	2名	15名	-	9名	-	
パート		11名	4名	16名	50名	7名	6名	-		
計		32名	5名	33名	87名	10名	41名	23名		
14年度年間売上	262,973千円	18,024千円	207,239千円	447,102千円	63,602千円	131,155千円	76,759千円			
・参考法令 参考事例	<p>・地方自治法(抜粋) (職務権限) 第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を委託しているものについても、また、同様とする。 (予算の執行に関する長の調査権等) 第221条1～2《略》 3 前2項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。 (財政状況の公表等) 第243条の3 1～2《略》 3 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の信託について、信託契約に定める計算期ごとに、当該信託に係る事務の処理状況を説明する政令で定める書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。 (公の施設の設置、管理及び廃止) 第244条の2 1～2《略》 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。</p> <p>・地方自治法施行令(抜粋) 第140条の7 地方自治法第199条第7項後段に規定する当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人とする。 第152条1 地方自治法第221条第3項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社。 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している民法第34条の法人、株式会社及び有限会社</p>						<p>参考事例 ・庄原市(広島県)平成16年11月1日合併予定 1市5町が出資する公社、第3セクタ - については、その出捐、出資についてすべて新市に引き継ぐ。 ・宇佐両院地域市町合併協議会(大分県) 現行のとおり新市に引き継ぐ ・東児湯任意合併協議会(宮崎県) 出資金は新市に引き継ぎ、管理運営は当面現行のとおりとする。なお、将来的に統合できる可能性のあるものについては、新市において検討し、運営主体と協議のうえ、経営の安定及び施設の有効利用に努める。 ・江田島市(広島県)合併の期日は協議中 能美バス株式会社については、江能4町の住民の生活交通手段の確保の観点から、出資について新市に引き継ぐ。 有限会社おきみウェストマリン及び沖野島マリナー株式会社については、出資については新市に引き継ぐ。</p>			

協議第31号 第3セクタ - 等の取扱い (参考資料1)

各第3セクタ - 等の地域貢献度、役割

㈱くりこま高原振興公社	栗駒ハイランド観光㈱	㈱金成町地域振興公社	くりはら振興㈱	花山村地域開発㈱	㈱花山村地域振興公社	くりはら田園鉄道㈱
<p><b>1. 健康増進施設としての貢献</b> 栗駒町は、栗駒山の自然と温泉を活用した町づくりを推進してきており、町が掘削した温泉を活用して、平成10年7月に温泉保養施設「ハイルザーム栗駒」をオープンした。当社は、この施設を管理運営するために設立された会社であり、施設の特徴を活かした運営に努力し「リラックスコース」、「腰痛解消コース」などの心身のリフレッシュに取り組んでいる。</p> <p><b>2. 地域活性化への貢献</b> 当施設は、宿泊で17,441人、日帰り30,640人の利用があり、それら利用者に提供する物品の地元地産などで、地元消費が発生しており、地域の活性化に大きく貢献している。</p> <p><b>3. 雇用対策としての貢献</b> 正職員21人及びパート11人合計32人の雇用を創出しており、地元企業として大きく貢献している。</p>	<p><b>1. 栗駒山観光拠点としての貢献</b> 国定公園栗駒山は、東北の中心に位置し宮城のみならず、岩手、秋田の象徴としても愛され、多くの観光客を迎えており、登山口に位置する「いわかがみ平」は、その拠点となっている。 当社は、その施設を管理運営する役割を担い、観光客への様々なサービスを提供している。</p> <p><b>2. 登山者への安全確保の貢献</b> 栗駒山を訪れる登山者を災害から守り、安全な登山を確保している。</p> <p><b>3. 地域活性化への貢献</b> 「いわかがみ平」で観光客に提供する物品は、町内で調達するものがほとんどであり、地域経済の活性化に大きく貢献している。</p>	<p><b>1. 雇用対策としての貢献</b> 公社設立時はもちろん、平成10年度に誘致企業の倒産に伴う雇用創出先(臨時職員・パートとして採用)の補充機能やバス部門等新規雇用創出への貢献をしている。</p> <p><b>2. 健康増進施設としての貢献</b> 温泉により体と心の癒しはもちろん、平成10年度から実施している高齢者対象の健康増進事業「生きがいデイサービス事業」や「会食サービス」等にも貢献している。これら類似事業等について、町外から利用されている。</p> <p><b>3. 町への税収への貢献</b> 開館以来11年間の入館実績は2,558,459人だが、これに伴う入湯税は延べ226,736千円に達しており、町の主要な自主財源確保先でもある。</p> <p><b>4. 情報発信や情報収集先としての貢献</b> 14年度の入館者数221,722人を利用しての町の貴重な情報発信・情報収集基地として貢献している。</p> <p><b>5. 町のコミュニティ拠点としての貢献</b> 地域行事の活用、知らない人同士の裸のおつきあいによる新しい交流等地域コミュニティの増強効果はもちろん新しいコミュニティを創出する場として貢献している</p>	<p><b>1. 雇用対策としての貢献</b> パートを含めた地元雇用が約90名、平成14年度の給与支払総額は約154,600千円となっており、就労の場として雇用対策に貢献している。</p> <p><b>2. 健康増進施設としての貢献</b> 流水プールや薬湯による健康増進、トレーニングルームやフィットネススタジオ利用による体力づくりが行われ、年間85,600人程の利用者があり、健康増進施設として貢献している。</p> <p><b>3. 町への税収への貢献</b> 固定資産税や水道料、法人税、町県民税等として、開業以来4年間で80,000千円程度が町の収入となり、税収等の自主財源確保に貢献している。</p> <p><b>4. 観光・物産・食文化への貢献</b> 郡内の地場産品の販売や観光案内を観光物産館で、地場産品を生かした食事の提供や普及をレストランで行っており、年間67,700人程の利用者があり、地場産品振興や観光振興に貢献している。</p> <p><b>5. 情報収集・発信・地域コミュニティの場としての貢献</b> インターネット体験やパソコン研修など、来館者を通して郡内の情報収集、発信機能としての役割を担っている。 また、圏内外から多様な人々が集い、情報交換が行われ地域コミュニティの場としても利用されている。</p>	<p>村内の商店街の活性化対策として、平成4年度県中小商業活性化事業により「自然薯の館」として設立。後年、道の駅を併設し下記の目的達成を図っている。</p> <p><b>1. 特産物の販売拠点として農業振興や地域経済の活性化に貢献</b> 地元特産物「自然薯」・「そば」等を主体とした郷土料理の提供や販売の場として賑わいも見せており、地域経済活性化策として広く効果を上げている。 平成14年度館内利用者は189千人の入込み数となり、その売上は、レストランで50,000千円、売店60,000千円、農産物や山菜等露天販売では13,000千円となっている。</p> <p><b>2. 就労の場の確保</b> 雇用機会の少ない村内において、12名程度の職員と季節的アルバイトにより雇用創出に貢献している。(平成14年度は24,000千円程度の給与支払)</p> <p><b>3. 観光振興の拠点施設</b> 併設している「道の駅」効果には多大なものがある。店内利用者を除く休憩者等の数はさらに100千人以上にも上っているものと推定され、村内や栗原地方の広域観光情報や地域情報の発信機能施設として位置づけられており、貴重な道路施設の一部として位置づけられている。</p> <p><b>4. 地域コミュニティ施設</b> 「自然薯の館」の広場と隣接する農山村交流センター農村公園を利用した夏祭りや商店街各種イベント開催の場として活用されており、地域はもちろん花山村を訪れる観光客との地域間交流に貢献している</p>	<p>施設等の管理運営受託業務を主体として設立され、主に村の施設管理や業務を受託している。</p> <p><b>1. 就労の場の確保</b> 平成8年8月に村営温湯山荘の改築を契機に、今までは臨時職員やパートで雇用していた従業員について、安定した雇用関係の確立のために地域振興公社を設立し、新たに従業員の採用を行なう。 温湯山荘従業員以外の村の現業部門についての臨時職員についても新たな雇用関係が結ばれる。 雇用の機会が少ない村内では、地元住民の雇用創出に大いに貢献している。</p> <p><b>2. 村業務の受託</b> 村の現業部門の労務的な受託が主であるが、本村の場合には冬期間の除雪業務や春から秋の期間の観光に関する施設の業務管理があり、季節的に限定される業務があり、雇用される方にも身分的が不安定であったが、公社の設立により身分も安定し、年間の計画的な配慮が確立され、村にとっては合理的な施設の管理と、計画的な予算の執行がなされている。</p> <p><b>3. 業務執行の確実</b> 公社社員としての研修もなされており、村の受託業務に対する意識や責任感も高く確実な受託実績である。</p>	<p><b>1. 雇用対策としての貢献</b> 社員は、全て郡内居住者である。</p> <p><b>2. 公共交通としての貢献</b> 利用客数は年々減少しているが、平成14年度実績として218千人が利用しており、公共交通の点からは貢献度が非常に高い。特に、沿線の高校生にとっては通学の足として欠かせないものであり、平成15年の調査では1日120人を超える生徒が「くりはら田園鉄道」を利用して通学している。 また、利用客の増加を図ろうと様々なイベントを開催することにより、地域の観光資源の掘り起こしなどにも大きく寄与している。</p>

協議第31号 第3セクタ - 等の取扱い (参考資料2)

第3セクタ - 等の収支状況 (平成14年4月1日から平成15年3月31日)

(単位:千円)

	(株)くりこま高原振興公社	栗駒ハイランド観光(株)	(株)金成町地域振興公社	くりはら振興(株)	花山村地域開発(株)	(株)花山村地域振興公社	くりはら田園鉄道(株)
1 経常損益							
純売上高	262,973	18,024	207,237	447,102	63,602	131,155	(営業収益) 76,759
売上原価	81,647	5,055	192,853	104,644	27,146	1,022	(営業費) 143,450
売上総利益	181,326	12,969	14,386	342,458	36,456	130,133	
販売費及び一般管理費	189,724	11,850	13,865	384,483	41,939	130,035	
営業利益	-8,398	1,119	521	-42,025	-5,483	98	-66,691
営業外収益	1,275	162	179	61,321	4,774	1	4,757
営業外費用	13,839	0	0	5,159	0	0	659
経常利益	-20,962	1,281	700	14,138	-709	97	-62,593
2 特別損益							
特別利益	0	0	0	0	0	136	63,825
特別損失	0	0	0	0	0	0	0
当期純利益	-21,142	812	520	13,956	-1,000	93	191
前期繰越利益	-136,622	1,309	-12,483	-69,708	-4,396	7	-70,990
当期末処分利益	-157,764	2,121	-11,963	-55,752	-5,396	100	-70,799

なお、1,000円未満は四捨五入

協議第 3 2 号

地域交通事業の取扱いについて

地域交通事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 1 月 2 7 日

栗原地域合併協議会  
会長 菅 原 郁 夫

地域交通事業の取扱いについて

地域交通事業の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、圏域全体の公共交通網の整備は、新市において速やかに調整するものとする。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整内容

協定項目	地域交通事業の取扱い	関係項目	
調整方針・内容	地域交通事業の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、圏域全体の公共交通網の整備は、新市において速やかに調整するものとする。		

		参 考 項 目									
協議項目		築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
1 自主運行バス等											
・根拠法令等				<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路運送法</li> <li>・栗駒町住民バスの設置及び管理に関する条例</li> <li>・栗駒町住民バスの設置及び管理に関する規則</li> <li>・栗駒町公共交通等対策協議会要綱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路運送法</li> <li>・高清水町福祉バスの設置及び運営並びに管理に関する条例</li> </ul>						
・運行体系				委託契約	委託契約						
・委託先				宮交栗原バス株式会社	古川観光タクシー(有)						
・委託料				12,138千円	16,344千円						
・使用車両				1台(38人乗)	2台(28人乗)						
・路線及び区間				1路線 文字線(20.8km) バス停 33ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 栗駒駅 荒砥沢 6本 3本	4路線 やまゆり線(33km) バス停 23ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 かつらっこハウス 6本 6本 やまぶき線(30km) バス停 30ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 かつらっこハウス 6本 6本 あやめ線(30km) バス停 18ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 かつらっこハウス 6本 6本 なのはな線(33km) バス停 32ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 かつらっこハウス 6本 6本						
料金等	使用料金			大人:区堺制、子供:無料	幼児 : 30円 小、中学生 : 50円 大人 : 100円						
	回数券・定期券				定期券:1ヶ月1,000円						
	支払方法										
	減免規定等										
・H14利用実績					利用者:28,211人						
・運行開始				H15年4月1日	H13年4月1日						

参 考 項 目

協議項目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
2 バス対策事業	6路線	3路線	7路線		3路線	1路線	3路線	3路線	1路線	2路線
補助事業者	伊豆沼湖畔線(26.9km)		伊豆沼湖畔線(26.9km)						伊豆沼湖畔線(26.9km)	
宮交栗原バス(株) (複数町村路線)	バス停 4ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 くじごま高原駅 三田島 6本 3本	バス停 4ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 くじごま高原駅 三田島 6本 3本							バス停 4ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 くじごま高原駅 三田島 6本 3本	
	尾松線(21.8km)		尾松線(21.8km)						尾松線(21.8km)	
	バス停 4ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 栗駒 石越 5.5本 3本		バス停 4ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 栗駒 石越 5.5本 3本						バス停 4ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 栗駒 石越 5.5本 3本	
	長崎線(21.8km)				長崎線(21.8km)					
	バス停 3ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 栗原中央病院 大土 6本 2本				バス停 3ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 栗原中央病院 大土 6本 2本					
	花山線(26.3km)				花山線(26.3km)				花山線(26.3km)	
	バス停 4ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 築館 花山 9本 5本				バス停 4ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 築館 花山 9本 5本				バス停 4ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 築館 花山 9本 5本	
			細倉線(14.5km)				細倉線(14.5km)			
			バス停 3ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 栗駒 細倉荒町 5本 4本				バス停 3ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 栗駒 細倉荒町 5本 4本			
	岩ヶ崎線(17.0km)		岩ヶ崎線(17.0km)				岩ヶ崎線(17.0km)			
	バス停 3ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 築館 栗駒 8本 3本		バス停 3ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 築館 栗駒 8本 3本				バス停 3ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 築館 栗駒 8本 3本			
	築館・一関線(33.2km)								築館・一関線(33.2km)	
	バス停 4ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 築館 一関 6本 4本								バス停 4ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 築館 一関 6本 4本	
			一関線(23.2km)						一関線(23.2km)	
			バス停 3ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 栗駒 一関 4本 3本						バス停 3ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 栗駒 一関 4本 3本	
			真坂線(15.6km)		真坂線(15.6km)		真坂線(15.6km)			
			バス停 3ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 栗駒 一迫公民館 5本 3本		バス停 3ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 栗駒 一迫公民館 5本 3本		バス停 3ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 栗駒 一迫公民館 5本 3本			
宮交栗原バス(株) (単独町村路線)			桜田線(18.8km)						温湯線(12.5km)	
			バス停 4ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 栗駒 栗駒 2本 0本						バス停 4ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 花山小 温湯 4本 3本	
			苗圃線(13.3km)							
			バス停 2ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 栗駒 苗圃 6本 3本							
宮交大崎バス(株) (単独町村路線)							田尻線(18.6km)			
							バス停 2ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 古川駅前 瀬峰駅前 3.5本 なし			
宮交登米バス(株) (単独町村路線)	新田線(27.2km)		石越線(24.7km)							
	バス停 3ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 栗原中央病院 新田 6本 3本		バス停 4ヶ所 始発 終着 平日 土日祝日 大目 佐沼 6本 3本							
・H14実績	補助金額 14,869千円 (うち県費 5,500千円)		補助金額 15,511千円 (うち県費 6,988千円)		補助金額 20,967千円 (うち県費 9,920千円)		補助金額 千円 (うち県費 千円)		補助金額 13,792千円 (うち県費 6,575千円)	
	補助金額 2,208千円 (うち県費 430千円)		補助金額 5,410千円 (うち県費 2,665千円)		補助金額 9,247千円 (うち県費 3,572千円)		補助金額 0千円 (うち県費 0千円)		補助金額 7,258千円 (うち県費 3,819千円)	

合計	15路線
	補助金額 89,262千円 (うち県費 39,469千円)

参 考 項 目										
協 議 項 目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
3 乗合バス	事業者名 宮城交通㈱	2 路線		1 路線		2 路線		1 路線		
		玉沢線 (17.2 km)				玉沢線 (17.2 km)				
		バス停 25ヶ所				バス停 25ヶ所				
		始発 終着 平日 土日祝日 瀬峰駅前 栗原中央病院 7.5本 4本				始発 終着 平日 土日祝日 瀬峰駅前 栗原中央病院 7.5本 4本				
2	若柳線 (16.9 km)		若柳線 (16.9 km)						若柳線 (16.9 km)	
	バス停 33ヶ所		バス停 33ヶ所						バス停 33ヶ所	
	始発 終着 平日 土日祝日 石越駅前 築館営業所 9本 4本		始発 終着 平日 土日祝日 石越駅前 築館営業所 9本 4本						始発 終着 平日 土日祝日 石越駅前 築館営業所 9本 4本	
3							登米線 (33.5 km)			
							バス停 52ヶ所			
							始発 終着 平日 土日祝日			
							瀬峰駅前 登米 16本 12本			
4 鉄道関係事業	事業者名		くりはら田園鉄道㈱		くりはら田園鉄道㈱		くりはら田園鉄道㈱		くりはら田園鉄道㈱	
			くりはら田園鉄道		くりはら田園鉄道				くりはら田園鉄道	
			始発 終着 平日 土日祝日		始発 終着 平日 土日祝日				始発 終着 平日 土日祝日	
			石越駅前 細倉 12 12		石越駅前 細倉 12 12				石越駅前 細倉 12 12	
			メインパーク前駅 本 本		メインパーク前駅 本 本				メインパーク前駅 本 本	
・路線及び区間	76,759千円		76,759千円		76,759千円		76,759千円		76,759千円	
	H7年4月		H7年4月		H7年4月		H7年4月		H7年4月	
5 参考法令 先進地事例	<b>道路運送法（抜粋）</b> （種類） 第3条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。 （1） 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業） イ 一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業） ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（イ及びハの旅客自動車運送事業以外の一般旅客自動車運送事業） ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約により乗車定員十人以下の自動車を貸し切って旅客を運送する旅客自動車運送事業） （2） 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業） （一般旅客自動車運送事業の許可） 第4条 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ）について行う。 （禁止行為） 第20条 一般旅客自動車運送事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。 第21条 一般貸切旅客自動車運送事業者は、次の場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。 （1） 災害の場合その他緊急を要するとき。 （2） 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき。 （有償運送の禁止及び賃貸の制限） 第80条 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。 2 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。 3 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。  （参考） バス事業については、大きく次の種類に分かれる。									
	路線バス		道路運送法第4条（一般旅客自動車運送事業許可）							
	自主運行バス		道路運送法第21条（貸し切りバス事業の乗合運送許可）							
	行政サ - ビス巡回車等（市町村運営）		道路運送法第80条（市町村による有償運送許可）							
<b>先進地事例</b> 飛騨市（岐阜県）平成16年2月1日合併予定 ・現行のとおり新市に引き継ぐものとする。運営方法等については新市において調整する。 庄原市（広島県）平成16年11月1日合併予定 ・生活交通関係の各事業は、当面現行のとおりとし、新市においてサ - ビスの均一化に努めるとともに、住民ニ - ズに応じた生活交通関係事業の整備を行ない、バス運行の充実を図る。 ・バス交通対策事業補助は、内容を調整・統一する。 伊豆市（静岡県）平成16年4月1日合併予定 ・自主運行バス路線は、現行のとおり引き継ぐ。 ・単独運行補助制度は、現行のとおり引き継ぎ、中伊豆町を基に2年以内に新市において補助基準を作成する。 ・路線バス廃止対策については、合併時は現行のとおりとし、2年以内に新市において制度の見直しを行う。なお、新市においてバス路線対策協議会を設置し、新市交通確保計画を作成する。										

協議第 3 3 号

国際交流事業について

国際交流事業について、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 1 月 2 7 日

栗原地域合併協議会  
会長 菅 原 郁 夫

国際交流事業について

国際交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業内容等は新市において速やかに調整するものとする。

平成 年 月 日確認

栗原地域合併協議会の調整内容

協定項目	国際交流事業	関係項目	国際交流活動に対する支援
調整方針・調整内容	国際交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業内容等は新市において速やかに調整するものとする。		

協議項目		築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鷺沢町	金成町	志波姫町	花山村
1. 国際交流事業											
・事業名	なし	なし	なし	青少年海外派遣事業	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
・事業開始年度				平成14年度～							
・事業目的、内容				将来を担う青少年の育成をねらいとし、学校や家庭で間接的に学んで海外の歴史、地理、文化、生活、風土等を直接体験すること、研修地の青少年との交流を通じて、国際理解を深めることを目的とする。 平成15年度は中止							
・対象者等				中学1年生、2年生							
・研修先				オーストラリア							
・補助金等				平成14年度予算額 8,720千円							
2. 国際交流協会											
・名称	なし	若柳町国際交流協会	栗駒町国際交流協会	なし	一迫町国際交流協会	なし	なし	なし	なし	なし	なし
・設立年		平成7年	平成10年		平成4年						
・会員	個人 団体 法人	63名	10名		81名						
・事業目的、内容		広く教育、文化、芸術及び産業等の国際交流を通じて、海外諸国との理解と信頼を深めながら、国際感覚豊かな人づくりと、国際化へ対応した地域づくりの推進に寄与することを目的とする。 事業内容 ・宮城大学留学生ホムステイ事業 ・宇煮を囲んで国際交流 ・英会話教室 ・会報の発行等	地域の国際化を支援するため、交流事業を企画し実施する。		国際交流を通じ広く文化・教育・経済等の交流を行うとともに、国際理解活動を通じて海外諸国との理解と信頼を深めながら、国際感覚豊かな町民と、国際性豊かな町づくりの推進に寄与する。 事業内容 ・英会話教室(8回) 講師：一迫中ALT ・国際文化交流講座(5回) 講師：郡内ALT ・その他						
・補助金等		270千円	-		495千円						
3. その他事業											
・事業名	英会話教室	英会話教室	なし	なし	なし	英会話教室	えいご・英語教室	英会話教室	国際結婚者交流会	なし	なし
・事業開始年度	平成15年度～	平成9年度～				平成11年度～	平成9年度～	平成3年度～	平成13年度～		
・事業目的、内容	国際化に対応した人材、地域づくりの推進を図る。 自己紹介、挨拶など基礎的な会話を重点的に行う。	意欲があっても、なかなか英会話を学ぶ機会に恵まれない方を主な対象者として、日常会話程度の初歩的な英会話を体験していただくとともに、受講生相互の親睦・交流、さらには外国への理解を深めることを目的とする。 講師は本町在住のALTが努め、若柳町中央公民館と若柳町国際交流協会主催で、期間中6回開催される。				英語指導助手を講師に町内在住者(学生を除く)、町内勤務者の初心者を対象に英会話教室を実施している。	えいご教室 ・幼児～小学生対象 ・歌やゲーム、簡単なクッキングなど幼児でもえいごに親しめる内容。 英語教室 ・一般対象 ・初歩的な英会話からレベルアップを目指した英会話までを行う。	非常勤英語講師を講師に迎え町民の英会話教室を実施している。	国際結婚者に地域の文化を知る機会を提供し、住みやすい環境づくりを図ると共に国際結婚者夫婦の交流を推進するもの。 ・郷土料理の料理講習会等		
・補助金等	-	-				-	-	-	-		
4. 先進地事例	<p>周南市(山口県)平成15年4月21日合併                      ・国際交流事業については、新市移行後、同様な制度はできるだけ一本化し、国際交流事業の拡充に向け速やかに調整する。                      ・中学生等海外派遣事業については、新たに制度を創設する。ただし、補助率については、新南陽市、鹿野町の例により、2/3補助とする。</p> <p>かほく市(石川県)平成16年3月1日合併予定                      ・国際交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業内容については、新市において調整する。</p> <p>対馬市(長崎県)平成16年3月1日合併予定                      ・国際交流関係については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、国際交流協会については、合併後速やかに統合できるよう調整に努めることとする。                      ・なお、姉妹都市縁組については、必要に応じ相手方の意思を確認した後、改めて調印する。</p> <p>西予市(愛媛県)平成16年3月31日合併予定                      ・国際交流事業については、新市移行後、同様な制度はできるだけ一本化し、国際交流事業の拡充に向け速やかに調整する。</p> <p>登米地域合併協議会(宮城県)平成17年3月22日合併予定                      ・現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。</p>										

### 協議第 3 3 号 国際交流事業について（参考資料）

#### 栗原地域広域行政事務組合が行う国際交流事業

1 事業名	くりはら少年の翼海外研修事業
2 事業開始年度	平成 8 年度
3 目的	圏域の将来を担う青少年の育成をねらいとし、学校や家庭、新聞等で間接的に学んでいる海外の歴史、地理、文化、生活、風土等を直接体験することと、研修地の青少年との交流を通じて、国際理解を深めることを目的とする。
4 対象者	一般団員 20 名、特別団員 7 名 計 27 名 中学 2 年生の一般団員 町村 2 名（男女各 1 名） 団長、副団長、指導団員（3 名）、養護団員、事務局団員
5 研修先	シンガポ - ル共和国
6 参加負担金	一般団員 50 千円 / 1 名
7 平成 14 年度決算額	4,750 千円

平成 15 年度は中止